

福井県廃棄物処理計画

平成28年3月
福井県

目 次

I 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の範囲	1

II 一般廃棄物について

1	一般廃棄物の現状	3
	(1) 排出量の現状	3
	(2) ごみの内訳	5
	(3) リサイクルの現状	8
	(4) 分別収集の現状	10
	(5) 県内処理体制の現状	12
	(6) 一般廃棄物処理経費の現状	14
2	前回計画の評価	17
	(1) 目標数値の達成状況	17
	(2) 前回計画の進捗状況と課題	17
	(3) 今後の課題	19
3	一般廃棄物の減量化とリサイクルの促進に向けて	20
	(1) 基本的な考え方	20
	(2) 重点施策	21
	①Reduce (ごみの発生抑制) の推進	21
	②Recycle (ごみの再資源化) の推進	23
	③Reuse (ものの再利用) の推進	26
	④Respect (ものを大切に作る) の推進	28
	(3) 重点施策以外の施策	33
	①マイバッグ運動等の推進	33
	②家電製品の適正な廃棄に係る啓発の強化	33
	③使用済小型家電リサイクルの促進	34
	④海岸漂着物対策の推進	34
	(4) 災害廃棄物の処理	36
	①災害廃棄物処理の基本的な考え方	36
	②災害廃棄物対策にかかる各主体の役割	36
	③災害廃棄物に関する情報発信	40

4	一般廃棄物の減量化等の目標	43
	(1) 基本的な考え方	43
	(2) 目標の設定	43
	①ごみ排出量	43
	②最終処分量	43
	③リサイクル率	43

III 産業廃棄物について

1	産業廃棄物の現状	48
	(1) 発生量等の現状	48
	(2) 業種別の発生状況	49
	(3) 業種別の処理状況	50
	(4) 種類別の発生状況	51
	(5) 種類別の処理状況	52
	(6) 不適正処理等の現状	53
	(7) 処理施設の現状	54
2	前回計画の評価	55
	(1) 目標数値の達成状況	55
	(2) 前回計画の進捗状況と課題	55
	(3) 今後の課題	57
3	産業廃棄物の減量化とリサイクルの促進に向けて	58
	(1) 基本的な考え方	58
	(2) 重点施策	59
	①Reduce（ごみの発生抑制）と適正処理の推進	59
	②Recycle（ごみの再資源化）の推進	65
	③Refine（事業者の優良化）の推進	68
	④不適正処理の防止	70
	⑤安定した処理体制の確保	72
4	産業廃棄物の減量化等の目標	74
	(1) 基本的な考え方	74
	(2) 目標の設定	74
	①排出量	74
	②再生利用率	74
	③最終処分量	75

IV 進行管理

1	進行管理	76
2	進捗状況の公表	76

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

廃棄物の発生は、わたしたちが日常生活や経済活動を行う上で不可分なものですが、その処理にはコストを要するほか、環境にも負荷を与えるものです。コストの削減と環境負荷の低減のため、可能な限り廃棄物を減量化するとともに、再使用やリサイクルを進めることが必要です。

本県では、これまで「福井県廃棄物処理計画」（平成23年3月策定）に基づき、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理等を推進してきました。また、廃棄物処理計画の上位計画となる「福井県環境基本計画」（平成25年11月策定）に基づき、「ものを大切に作る社会づくり強化プロジェクト」として、「おいしいふくい食べきり運動」や「ものを大切に作る社会づくりの強化」等に取り組んできました。

本計画は、平成27年度を目標年度として進めてきた前計画の施策と成果をもとに、県民、地域、事業者、行政等が一体となって、廃棄物の減量化やリサイクルによる循環型社会づくりをさらに推進するための、具体的な行動計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づき、県内における「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画」として定めたものです。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 計画の範囲

福井県内の一般廃棄物および産業廃棄物を対象とします。

II

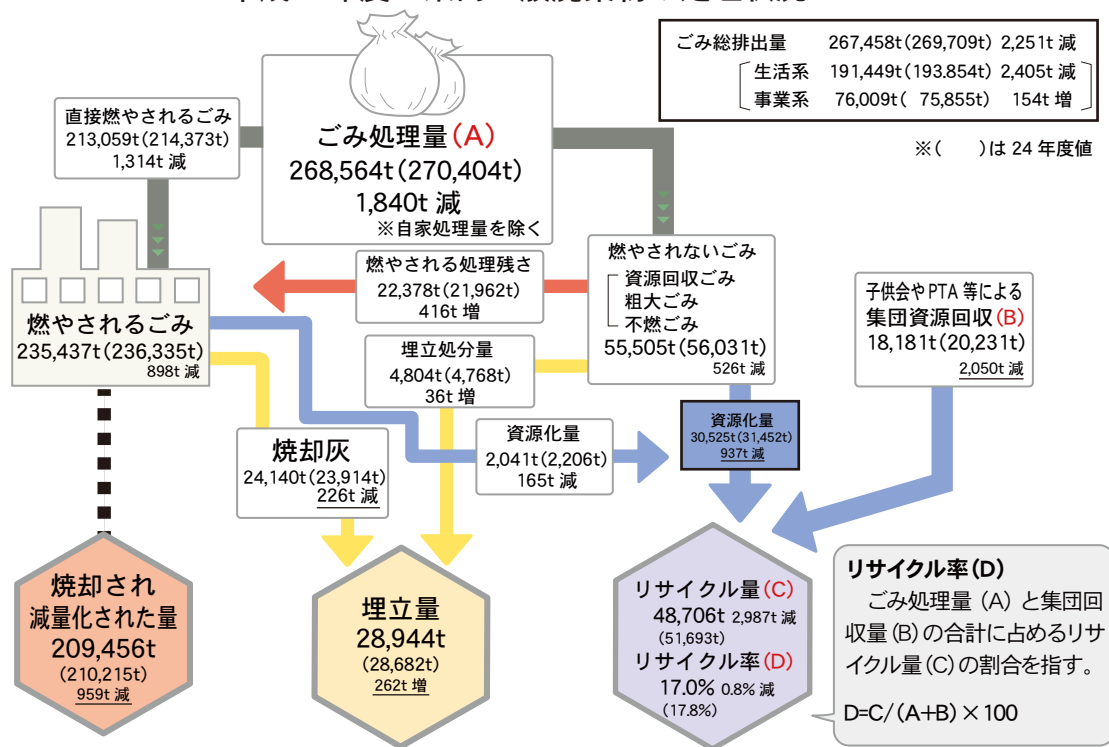
一般廃棄物について

家庭や事業所から出されたごみ（一般廃棄物）は、市町が、資源化・焼却・埋立てによる最終処分を適切に行う責任があります。（廃棄物処理法第6条の2）

平成25年度の県全体のごみ処理量は約269千トン（ごみ排出量は約267千トン）となっており、これはごみ収集車で135千台分（積載容量を2トン／台として計算）もの量になります。回収されたごみはリサイクルや焼却処理され、残った焼却灰や燃えないごみなどは、処分場に埋め立てられることとなります。

本計画では、一般廃棄物に係る現状と課題および今後、推進すべき施策について、県の方針を明らかにしています。本計画に基づき、各市町と協力して環境への負荷の低い循環型社会の実現を目指します。

平成25年度 県内一般廃棄物の処理状況



※ごみ処理量とごみ排出量の違い

ごみ処理量は、年度内に焼却、資源化等の処理がされた量を指します。これに対し、ごみ排出量は、年度内に排出されたごみの量を指します。

このため、ごみが排出されたものの、年度内に焼却等の処理がされなかった場合等は、処理量と排出量に差が生じます。

平成25年度ごみ処理量 = 268,564 t

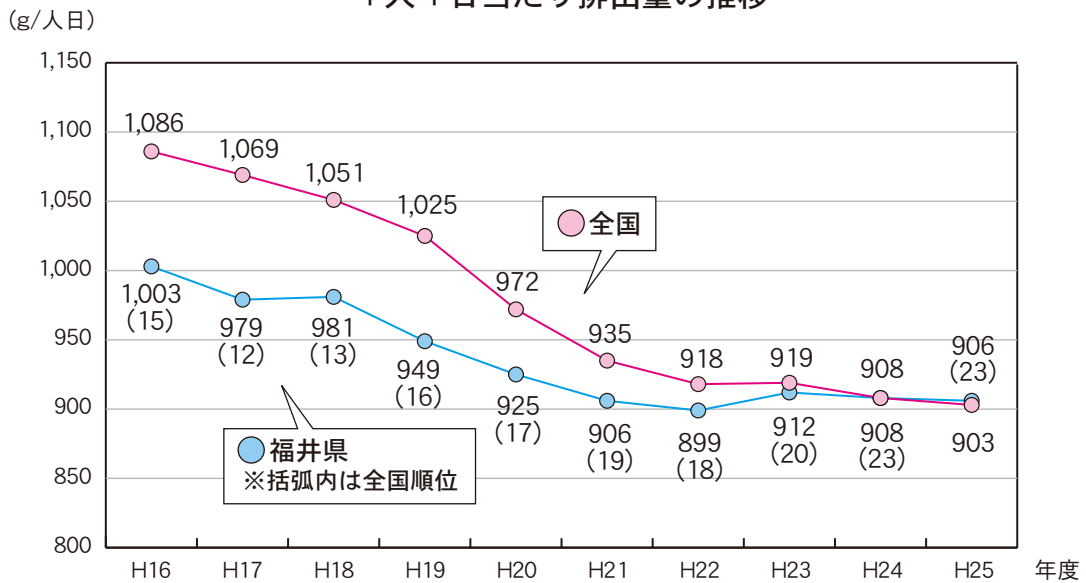
平成25年度ごみ排出量 = 267,458 t

1 一般廃棄物の現状

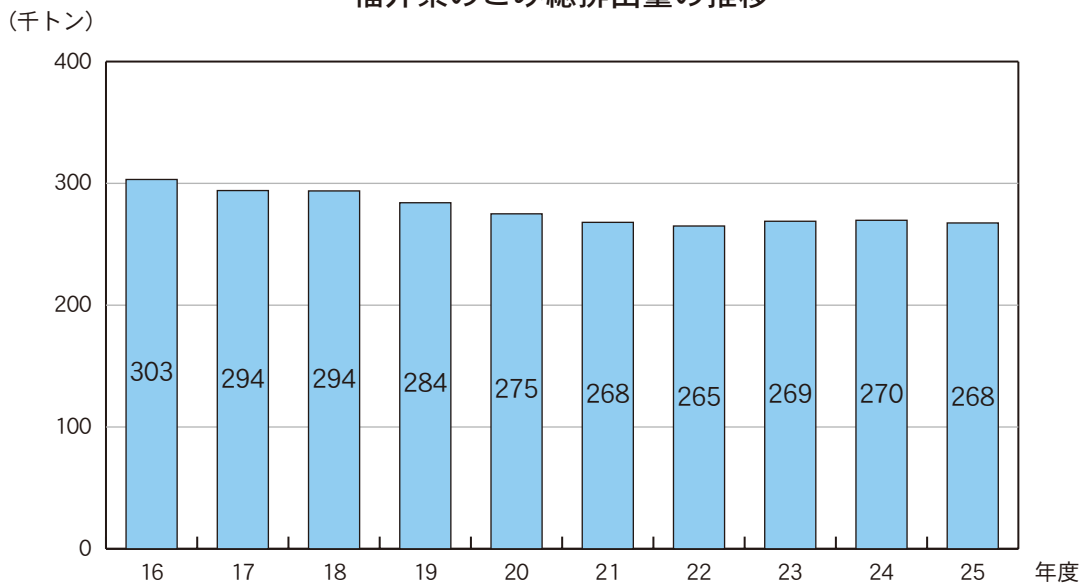
(1) 排出量の現状

平成25年度の県内一般廃棄物（ごみ）の排出量は267,458トン、県民1人1日当たりのごみ排出量に換算すると906gとなっています。本県のごみ排出量は人口減少とともに近年減少傾向にあるものの、全国적으로ごみの減量化が進む中、県民1人1日当たりのごみ排出量の県平均が全国平均を上回る状況となりました。

1人1日当たり排出量の推移

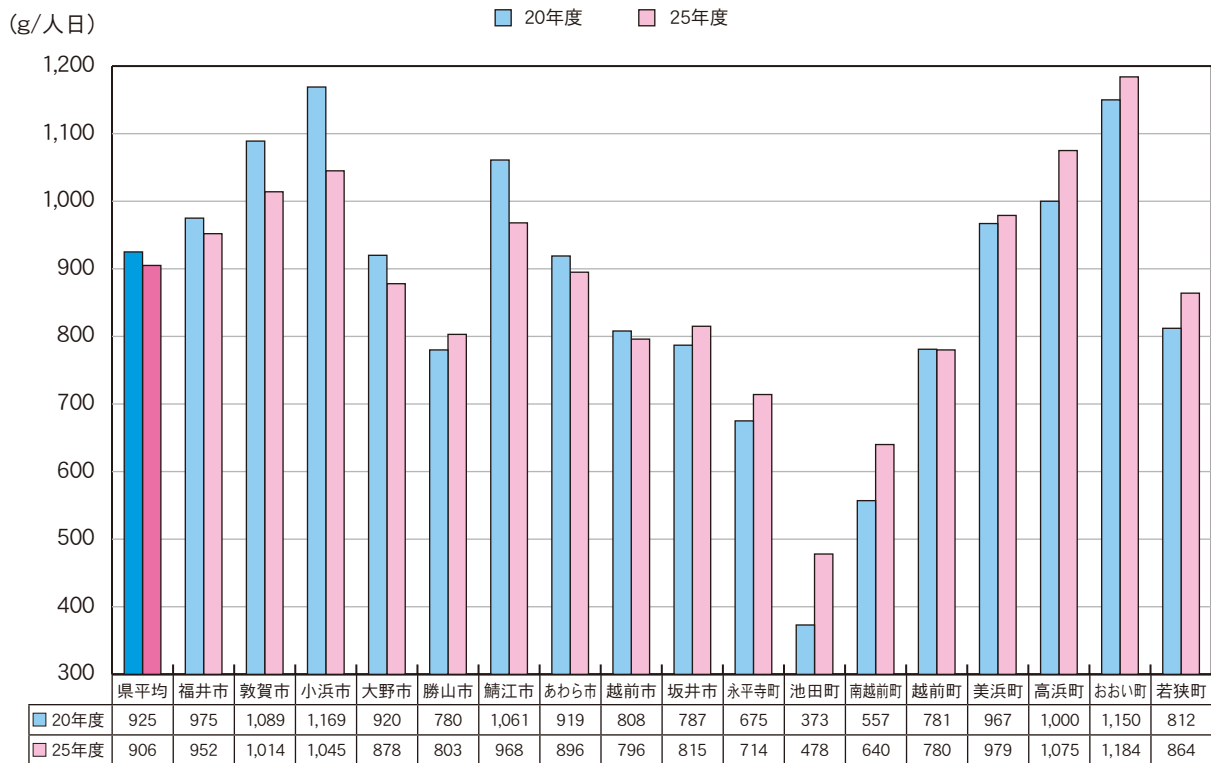


福井県のごみ総排出量の推移



平成25年度の1人1日当たりのごみ排出量を市町別に見ると、池田町が478gと最も少なく、おおい町が1,184gと最も多くなっています。

平成20年度および25年度
1人1日当たりごみ排出量(市町別)

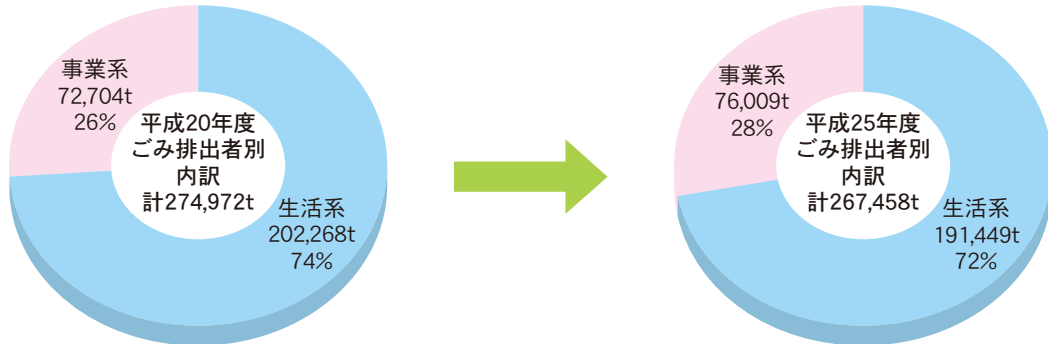


(2) ごみの内訳

平成25年度の本県のごみ排出量を排出者別に見ると、家庭から出される生活系のごみが72%、事業者から出される事業系のごみが28%を占めており、5年前と比較すると、生活系ごみが減少している一方で、事業系のごみが増加しています。

生活系ごみの主なものとしては、生ごみや、紙製やプラスチック製の容器包装があります。また、事業系ごみの主なものとしては、オフィスから出されるシュレッダー紙や、飲食店、スーパー、コンビニ等から出される食品廃棄物があります。

県内のごみの排出者別内訳

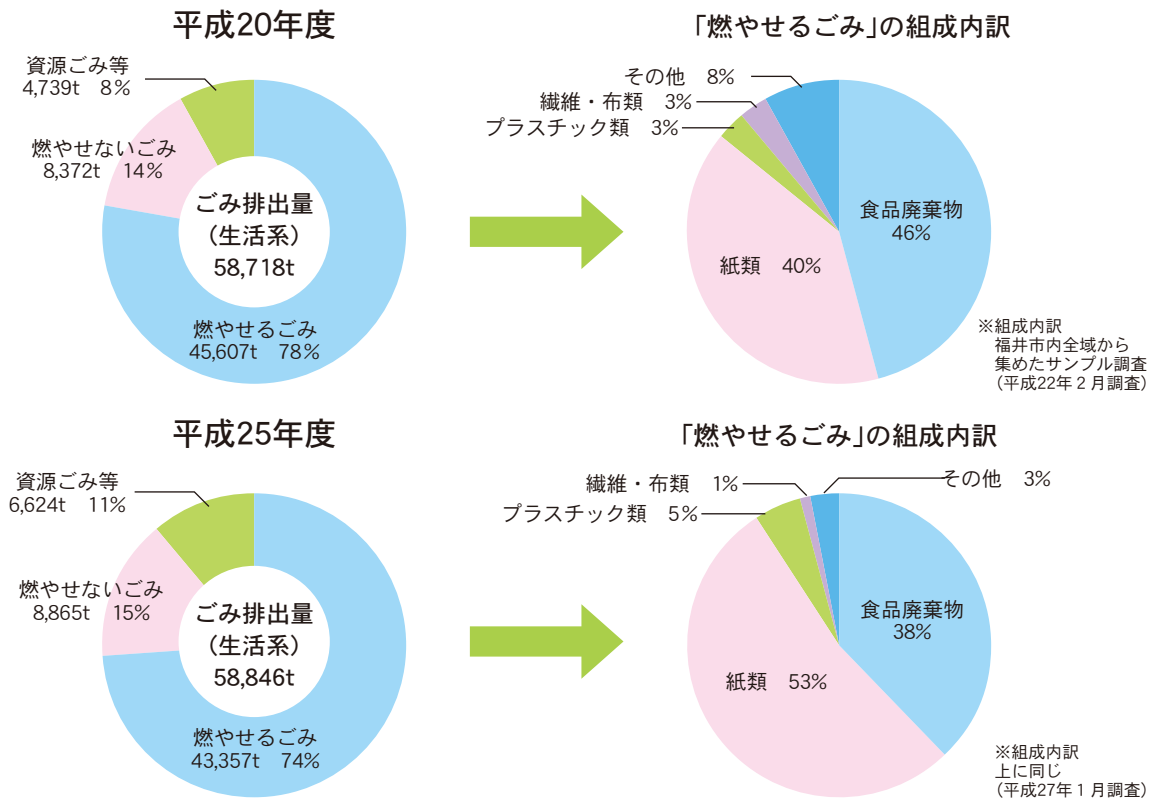


① 生活系ごみ

生活系ごみについて、平成25年度に福井市で排出されたものを種類別にみると、重量ベースで「燃やせるごみ」が全体の74%、「燃やせないごみ」が15%、「資源ごみ等」が11%となっています。

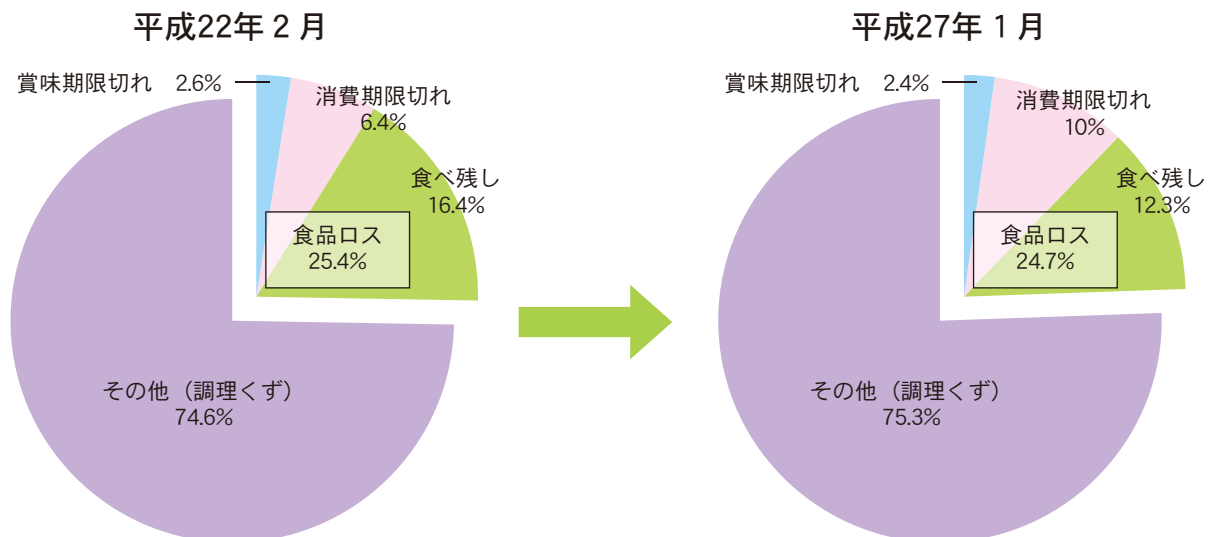
このうち「燃やせるごみ」の内容をサンプル調査（※）した結果、紙類が53%、賞味・消費期限切れや食べ残し等の「食品廃棄物」が38%となっており、5年前に比べて紙類の占める割合が増えています。

福井市ごみ排出量の内訳（生活系）



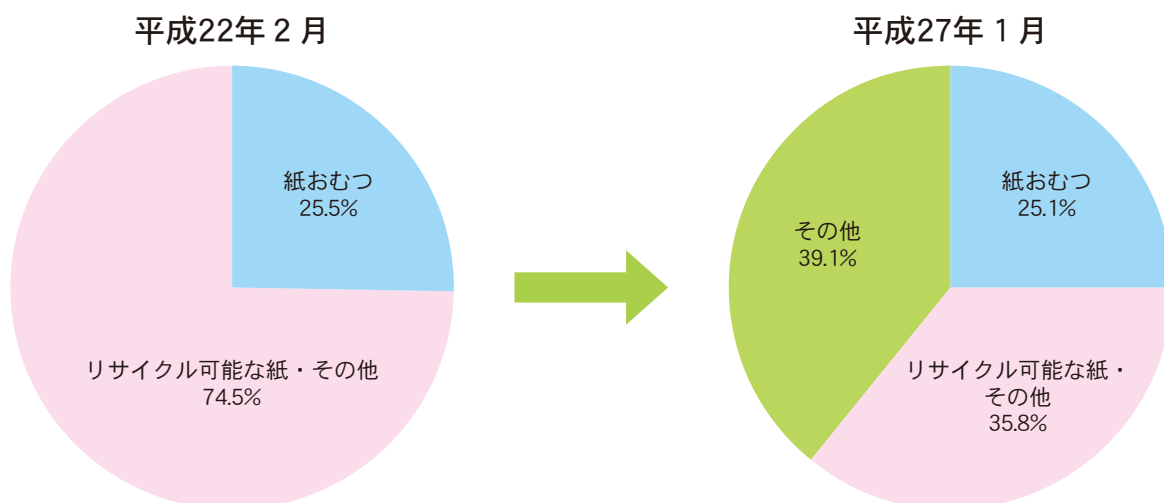
食品廃棄物のうち約4分の1は、食べ残しや消費期限切れなどにより、本来食べることができたのに廃棄されている、いわゆる「食品ロス」です。食品廃棄物には水分が多く含まれているため、焼却する際の燃焼効率を悪くする要因にもなっています。食品ロスをなくすとともに、ごみから水分を抜く「水きり」を徹底することが重要です。

食品廃棄物の内容



紙類のうち、35.8%が雑がみ（紙製容器、チラシ、はがき、封筒など）を中心とするリサイクル可能なものです。これらは分別を徹底し、資源としてリサイクルすることが必要です。

紙類の組成



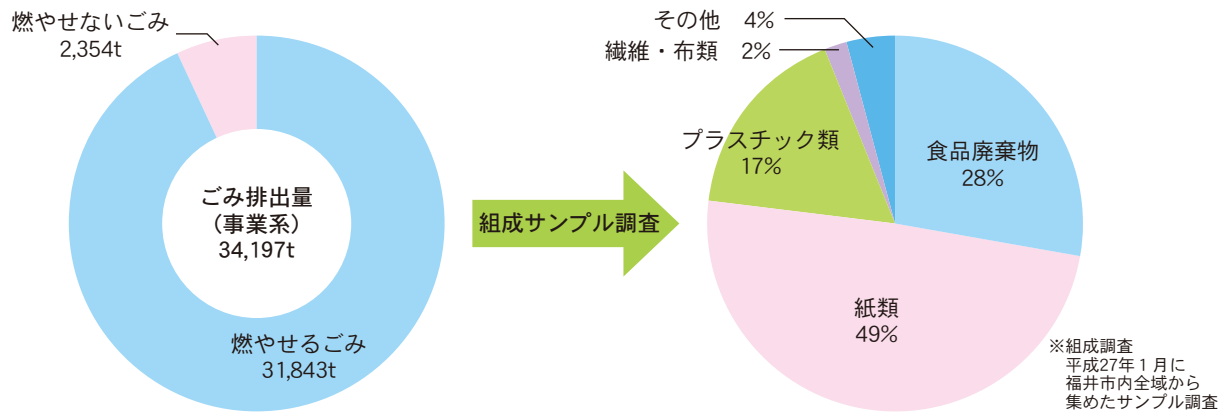
② 事業系ごみ

事業系ごみについては、燃やせるごみのうち、食品廃棄物が28%、紙類が49%を占めています。

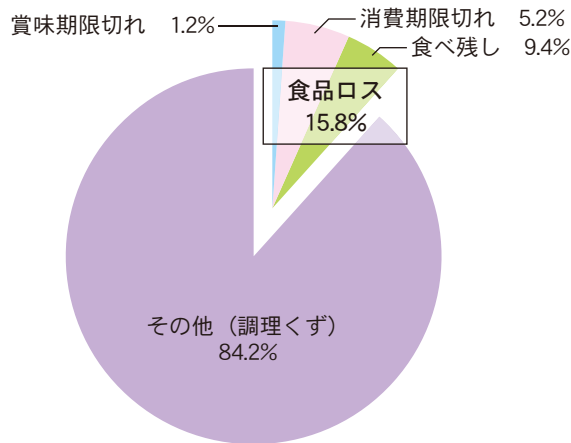
食品廃棄物のうち「食品ロス」が15.8%を占めており、生活系のごみと同様にこれを削減していく必要があります。

紙類ではリサイクル可能な紙が25.7%を占めています。また、紙おむつについても、高齢者人口の増加に伴う社会福祉施設での需要増により、今後とも割合が増えていくことが考えられます。

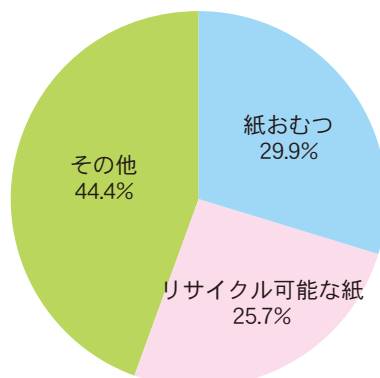
平成25年度福井市ごみ排出量の内訳（事業系） 「燃やせるごみ」の組成内訳



食品廃棄物の組成



紙類の組成



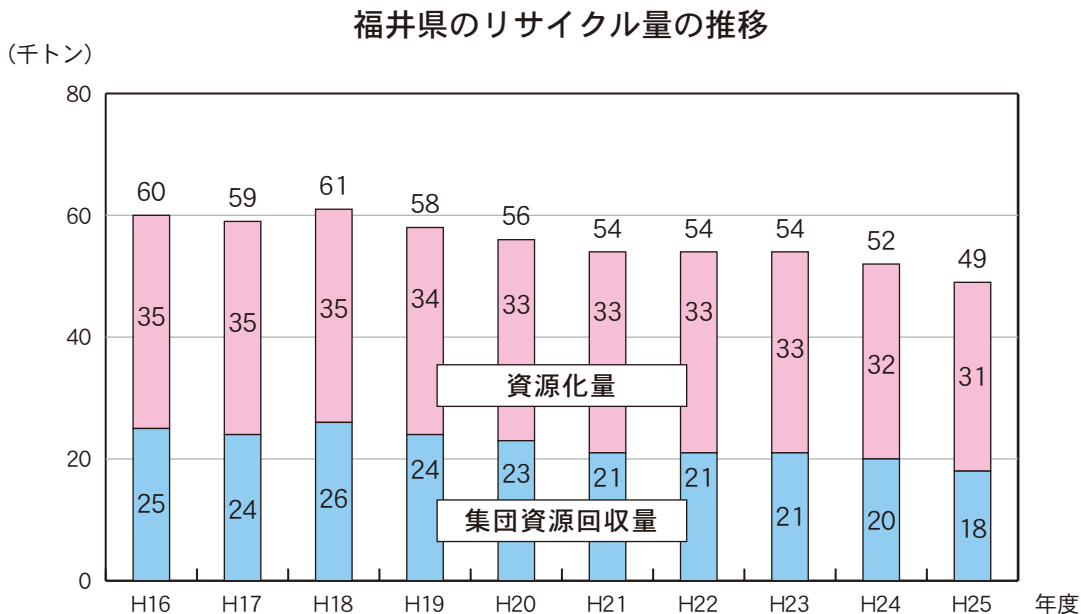
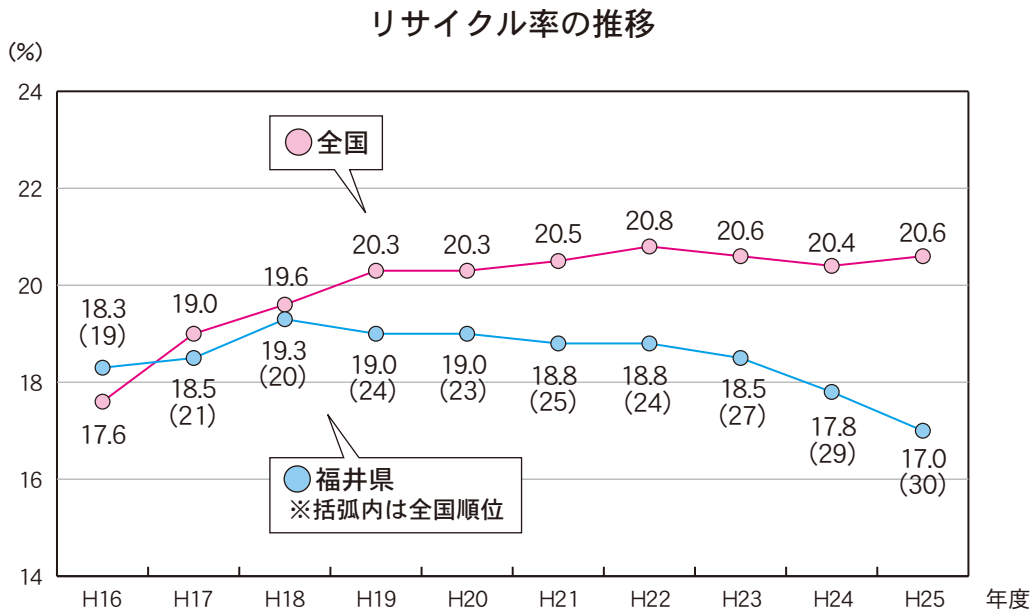
(3) リサイクルの現状

平成25年度の県内一般廃棄物のリサイクル量は、市町等により回収されリサイクルされたものが30,525トン、町内会や自治会など地域の団体により集団資源回収されリサイクルされたものが18,181トン、合計48,706トンとなっており、リサイクル率（※）は17.0%となっています。

本県のリサイクル率は、平成16年度までは、全国平均を上回っていましたが、近年は減少傾向にあり、全国平均を下回っています。

本県よりもリサイクル率が高い自治体では、ごみの分別品目を拡大し、分別を徹底しているほか、施設整備により、廃棄物の固形燃料化（RDF）や、焼却後の燃えがらの有効活用（溶融スラグを路盤材として活用）を行うことにより、リサイクル率を上昇させています。

※ リサイクル率とは、ごみ処理量と集団資源回収量の合計に占める、リサイクル量の割合を指す。
 リサイクル率（%）＝リサイクル量／（ごみ処理量＋集団資源回収量）× 100



【参考】

○スーパー等での店頭資源回収量を踏まえたリサイクル率（本県独自算定） 20.6%

※平成25年度 スーパー等での店頭資源回収量

（単位：トン）

ペットボトル	食品トレイ	紙パック	古紙類	その他	計
368	98	155	11,928	420	12,969

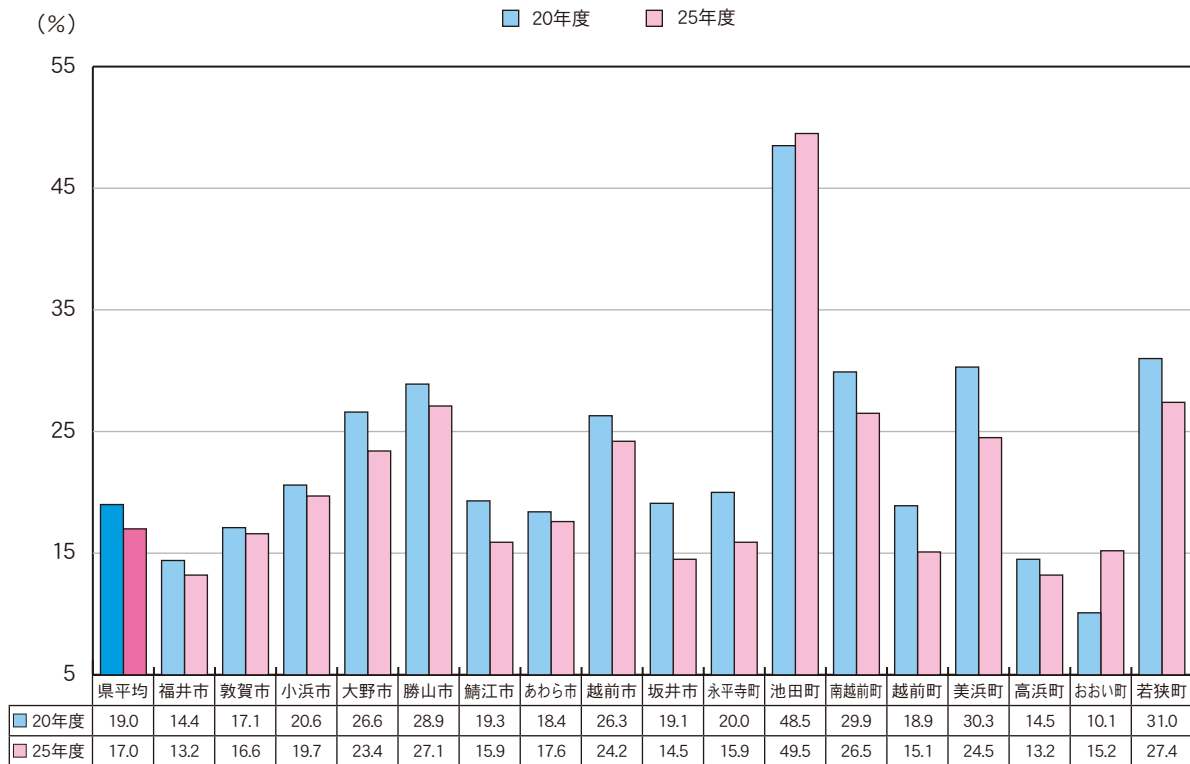
出典「H26.11 民間資源回収実態調査（福井県）」

平成25年度のリサイクル率を市町別に見ると、池田町が49.5%と最も高く、高浜町、福井市が13.2%と最も低くなっています。

池田町では、町と住民、NPOが協力して、町ぐるみで生ごみのたい肥化に取り組んでいることから、リサイクル率が最も高くなっています。

福井市や高浜町などでリサイクル率が低い理由は、スーパーなど民間での資源回収が進んでいることや、紙類やプラスチック類などの資源物が、分別されずにごみとして排出されていることが原因と考えられます。

**平成20年度および25年度
リサイクル率（市町別）**



(4) 分別収集の現状

平成27年4月現在で、市町が行っているごみの分別収集の実施状況（集団資源回収を含む）を見ると、びん類、缶類やペットボトル、新聞・雑誌類、段ボールについては、17の市町すべて、プラスチック製容器包装は13市町、紙製容器包装は15市町、生ごみは3町で分別収集が実施されています。

分別収集実施状況

平成27年4月1日現在

品 目 名		全17市町中	
		実施市町数	実施率 (%)
ガラス（びん類）		17	100.0
金属（缶類）		17	100.0
プラ類	ペットボトル	17	100.0
	プラスチック製容器包装 （プラ製の袋、ボトル等）	13	76.5
	白色トレイ	4	23.5
紙類	新聞・雑誌類	17	100.0
	段ボール	17	100.0
	紙パック（飲料用の紙製容器）	16	94.1
	紙製容器包装（紙製の袋、箱等）	15	88.2
	雑がみ（包装紙、封筒等）	12	70.6
生ごみ		3	17.6
繊維類		8	47.1
油類		6	35.3

※ 市町による分別収集のほか、P T A等による集団資源回収を含む。

各市町の分別状況一覧

平成27年4月1日現在

	福井・坂井				奥越		丹南					嶺南					実施市町数				
	福井市	あわら市	坂井市	永平寺町	大野市	勝山市	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町		おおい町	若狭町		
											織田地区	朝日・宮崎							越前地区	三方地域	上中地域
缶	○	○	○	○	○	○	○ 集团	○	○ 集团	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
びん類	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 集团	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
紙	紙パック	○ 集团		○ 集团	○	○ 集团	○ 集团	○ 集团	○ 集团		○	○	○ 集团	○	○	○	○	○	○	○	15
	新聞類	集团	集团	○ 集团	集团	○ 集团	○ 集团	○ 集团	集团	集团	集团	集团	○ 集团	集团	集团	○	集团	集团	○	○	17
	雑誌類	集团	集团	○ 集团	集团	○ 集团	○ 集团	○ 集团	集团	集团	集团	集团	○ 集团	集团	集团	○	集团	集团	○	○	17
	段ボール	○	集团	○ 集团	集团	○ 集团	○ 集团	○ 集团	集团	集团	集团	集团	○ 集团	集团	集团	○	集团	集团	○	○	17
	その他紙容器	○		○ 集团	集团	○ 集团	○ 集团	○	集团	集团	集团			○ 集团	○	○	○	○	○	○	15
	雑がみ	集团		○ 集团		○	○ 集团	○	集团	集团	集团				○	○		○	○	○	12
	ペットボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
プラスチック類	その他プラ容器	○	○	○	○	溶融炉	溶融炉	○	○	○	○	○	○	○	○	溶融炉	○	○	溶融炉		13
	白色トレイのみ							○								○	○		○	○	4
	生ごみ									○						○			○		3
繊維類						○ 集团	○	集团				○		集团	○		集团	○	○	8	
油類			○				○		○		○	○			○	○					6
剪定枝																					
その他資源ごみ(小型家電)	○		○				○	○		○	○	○	○	○							8
その他資源ごみ													○								
行政回収品目数	8	4	12	5	9	10	13	5	7	5	7	12	10	11	13	10	10	12	11		

(5) 県内処理体制の現状

① 焼却施設

県内の市町および一部事務組合による一般廃棄物焼却施設は、11施設であり、1日当たりの処理能力は合計で1,173トンです。

使用開始から長期間を経過している施設も多いことから、施設の老朽化対策や機能高度化に向けて、計画的な改修や整備が必要です。

県内のごみ焼却施設

平成27年4月1日現在

事業主体	施設名称	処理能力 (トン/日)	処理対象市町	使用開始年
福井市	クリーンセンター	345	福井市 (旧清水町、越廼村を除く)	平成3年
福井坂井地区広域市町村 圏事務組合	清掃センター	222	あわら市 坂井市 永平寺町	平成7年
大野・勝山地区広域行政 事務組合	大野・勝山地区広域行政 事務組合ごみ処理施設	84	大野市 勝山市	平成18年
鯖江広域衛生施設組合	鯖江クリーンセンター	120	鯖江市 越前町 福井市 (旧清水町、越廼村)	昭和61年
南越清掃組合	第1清掃センター	150	越前市 池田町 南越前町	昭和59年
南越清掃組合	第2清掃センター	30	越前市 池田町 南越前町	平成9年
敦賀市	清掃センター	100	敦賀市	平成4年
小浜市	小浜市クリーンセンター	56	小浜市 (旧上中町、名田庄村が委託)	平成12年
美浜・三方環境衛生組合	エコクル美方	22	美浜町 若狭町	平成15年
高浜町	清掃センター	30	高浜町	平成元年
おおい町	清掃センター	14	おおい町	平成6年

② 最終処分場

県内の市町および一部事務組合による最終処分場（廃棄物の中間処理を行った後の最終的な埋立処分施設）は10施設です。埋立可能量849,270m³に対して、平成26年度末時点の残余容量は425,738m³ですが、それぞれの最終処分場に埋立処分ができるのは、原則として、当該処分場設置自治体に限られているため、残余年数は個々の最終処分場ごとに判断することになります。

平成27年度運用中の県内市町等の最終処分場

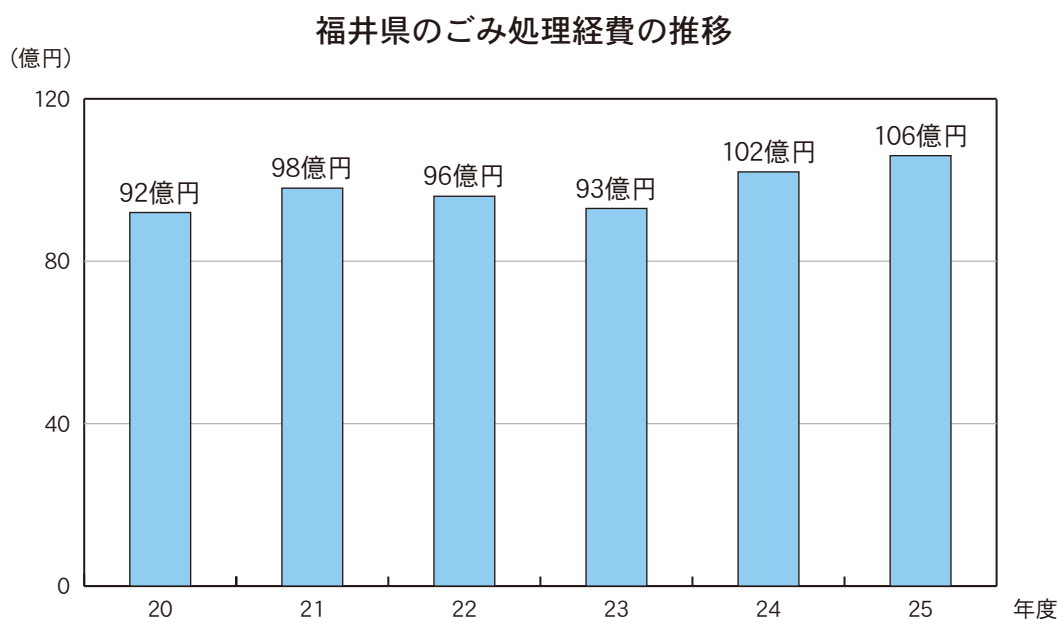
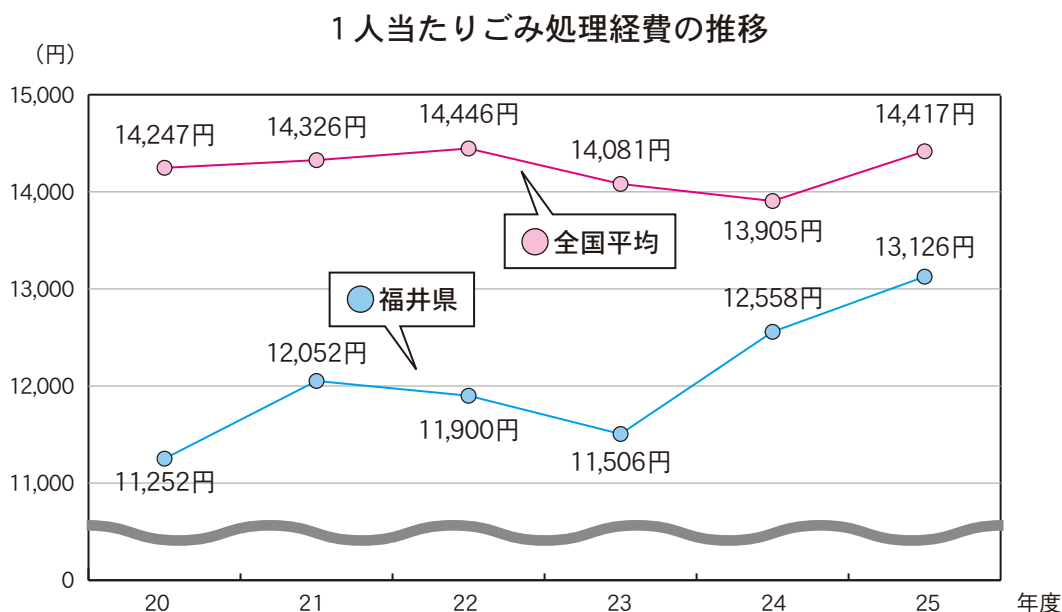
地方公共団体名	施設名	全体容積 (m ³)	残余容量 (平成26年度末) (m ³)
福井坂井地区広域市町村圏事務組合	清掃センター	231,000	109,865
大野・勝山地区広域行政事務組合	大野・勝山地区広域行政事務組合最終処分場	25,000	14,015
鯖江広域衛生施設組合	鯖江広域衛生施設組合一般廃棄物最終処分場（夢の杜おた）	116,800	62,755
南越清掃組合	第2清掃センター	156,000	95,993
敦賀市	敦賀市赤崎最終処分場	50,000	24,588
小浜市	小浜市一般廃棄物最終処分場（深谷）	37,000	28,578
美浜・三方環境衛生組合	一般廃棄物最終処分場	11,800	6,185
高浜町	高浜町不燃物処分地	128,000	45,131
おおい町	おおい町えこあいランド	56,240	21,702
若狭町	クリーンセンターかみなか	37,430	16,926
計		849,270	425,738

(6) 一般廃棄物処理経費の現状

① ごみ処理費用の現状

平成25年度に県内市町等でごみ処理に要した経費（施設整備費を含む）の合計は、約106億円（施設整備費を除いた場合は約91億円）となっており、県民1人当たりに換算すると年間約13,000円（施設整備費を除いた場合約11,000円）になります。

1人当たりの年間ごみ処理経費（施設整備費を含む。）を全国平均と比較すると、平成25年度の実績では、全国平均が約14,000円であるため、本県は約1,000円安くなっています。

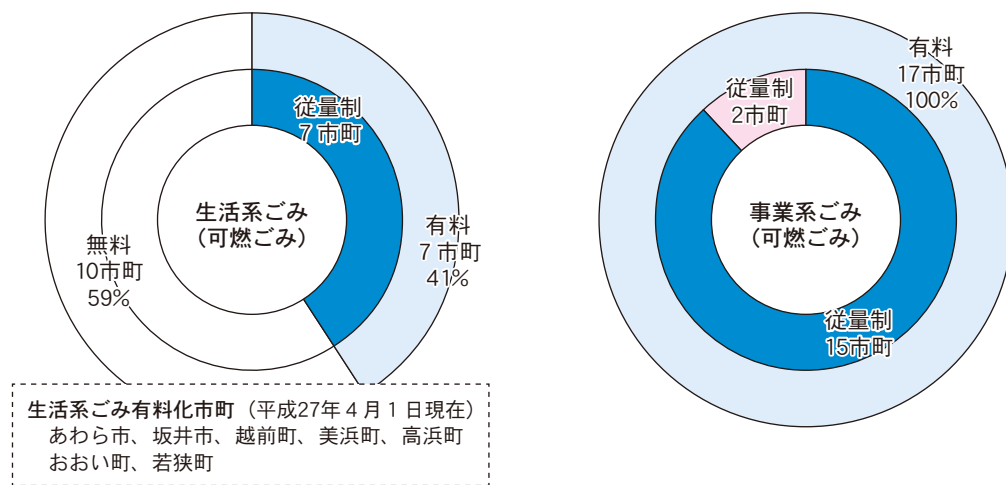


② ごみ処理手数料の現状

平成27年4月現在の県内市町のごみ処理手数料の有料化の実施状況を見ると、家庭から出される生活系ごみについては、7市町（約4割）で有料化を実施しています。事業者から出される事業系ごみについては、17市町すべてでごみ処理手数料を徴収しています。

徴収方法については、生活系のごみでは、ごみの量に応じて手数料を徴収する従量制が採用されています。事業系のごみについても、ほとんどの市町で従量制が採用されていますが、一定量まではごみの量に関わらず定額を徴収し、一定量を超えると従量制となる方式を採用している市もあります。

ごみ処理手数料の現状



なお、全国的生活系ごみ（可燃ごみ）の有料化の実施状況を見ると、平成27年4月現在で有料化を実施している市区町村は、全市区町村の6割（東洋大学経済学部教授 山谷修作「全国市区町村の有料化実施状況調査」）を占めており、福井県の実施率よりも高くなっています。

福井県では、ごみ処理手数料が他県と比べて安価であり、県民の負担するごみ処理費用が、実質、指定ごみ袋のコストのみであるため、ごみ減量化の動機づけが弱いという一面もあります。

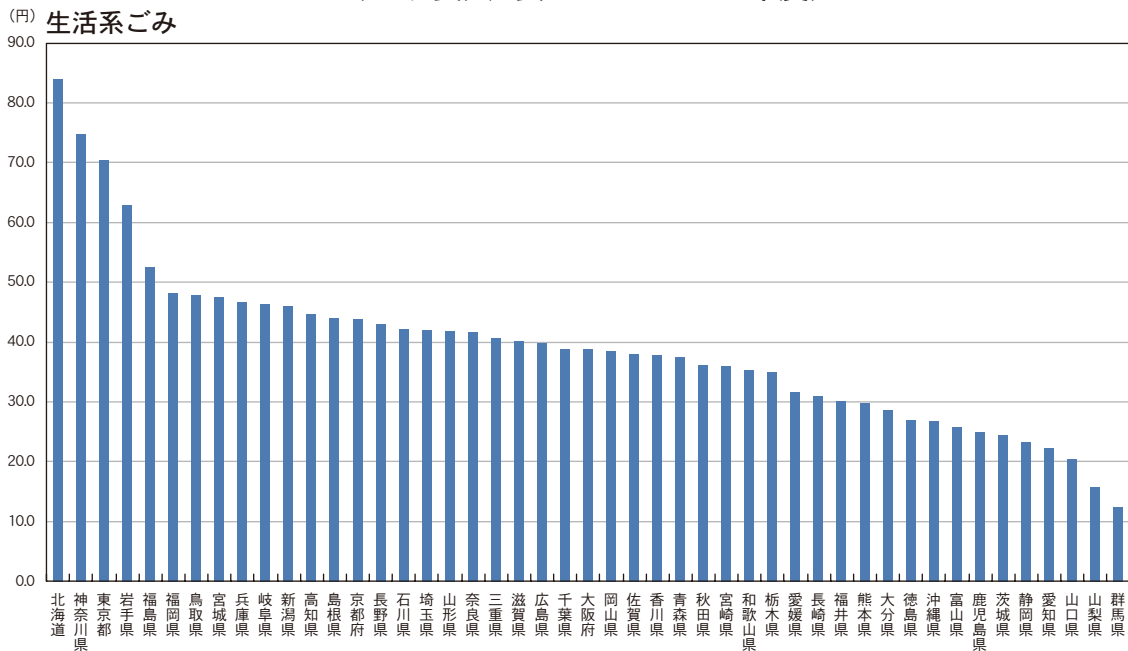
ごみ有料化とは、市町村の一般廃棄物の処理（収集、運搬および処分）にかかる経費の一部を手数料として徴収する行為です。手数料を上乗せせずに、販売されるごみ袋（指定袋）の使用を住民に依頼する場合は有料化に該当しません。

ごみの有料化には、次のような効果があるとされています。

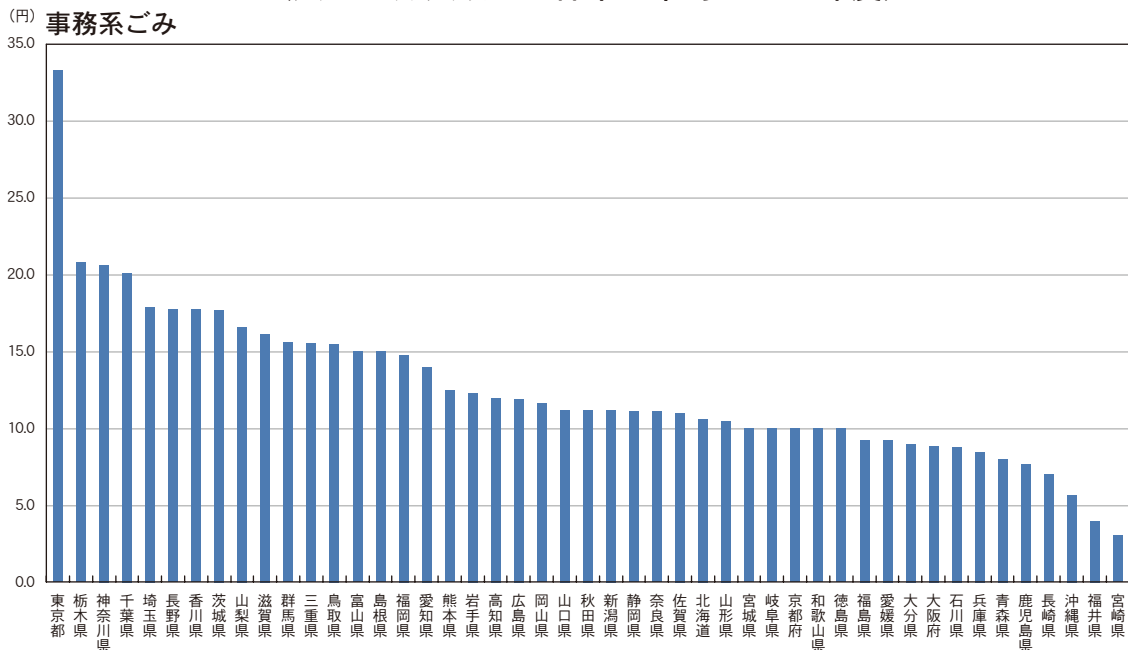
- ・ごみを多く出す人が費用を多く負担することによる、公平性の確保
- ・できるだけ費用負担を減らそうという住民の意識による、ごみ排出量の抑制

【参考】全国のごみ有料化状況

生活系ごみ有料化都市の処理料平均額
(ごみ袋大1袋あたり 2014年度)



事業系ごみ 1kgあたりの搬入手数料
(人口10万人以上の都市の平均 2013年度)

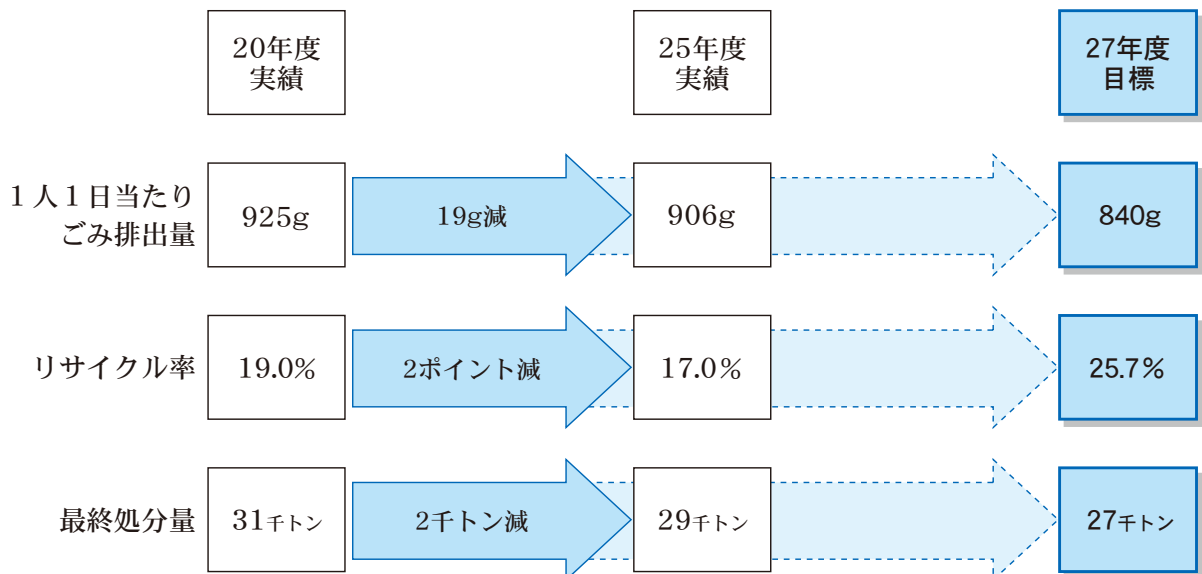


2 前回計画の評価

(1) 目標数値の達成状況

平成23年3月に策定した福井県廃棄物処理計画（以下「前回計画」という）では、平成27年度の達成目標を、1人1日当たりごみ排出量840g、リサイクル率25.7%、最終処分量27千トンと設定しました。

これに対し、平成25年度の実績をみると、1人1日当たりごみ排出量906g、リサイクル率17.0%、最終処分量が29千トンとなっており、いずれも、現在のところ、目標達成に至っていません。



(2) 前回計画の進捗状況と課題

前回計画では、「生ごみ対策」、「紙類等のリサイクル」、「ものを大切にする文化の定着」を重点施策として、ごみの減量化やリサイクルを推進してきました。その進捗状況と課題は以下のとおりです。

① 生ごみ対策

ア. おいしいふくい食べきり運動（食品ロス・食べ残しの減量化）

- ・飲食店やホテル等に参加を呼びかけ、外食時の食べきりを応援する「食べきり運動協力店」の登録店が1,048店に拡大しました。

（平成22年度 601店 → 平成27年12月末 1,048店（447店増））

- ・食品販売店で少量パック販売など無駄をなくす取組みを行う「食べきり家庭応援店」に161店が登録しました（平成23年度募集開始）。

（平成22年度 - → 平成27年12月末 161店（161店増））

- ・「食べきり運動」の県民への浸透を図るため、協力店・応援店のステッカー表示（平成23年度）、各店舗の取組みをホームページで発信したほか（平成24年度）、店舗が重点的にPRを行う日を設けました（平成27年度）。
- ・平成25年度からは、県連合婦人会と連携した普及活動を行い、保育園やイベントなど地域での啓発活動を強化しました。
（地域での啓発実施回数 平成25年度 22回 平成26年度 115回）
- ・こうした取組みにより、県民の「食べきり運動」の認知度も高まりつつあり、継続してさらに普及していく必要があります。
（認知度 平成24年度 40% → 平成26年度 56%（16%増））
- ・また、3R推進全国大会（平成27年11月）を開催し、全国に先駆けて「食べきり運動」を実施した本県の取組みを発信するとともに、本県が提唱した全国展開について合意が得られました。

イ. 土に戻す運動の推進（生ごみのリサイクル）

- ・地域などで生ごみのたい肥化活動を行う民間団体に財政支援を行い、活動の普及を図りました。生ごみのたい肥の需要は限定的であることがわかりました（平成24年度募集開始）。
（生ごみのたい肥化活動を行う団体数
平成22年度 - → 平成26年度48団体（48団体増））

② 紙類等のリサイクル

ア. 紙類のリサイクル（分ければ資源につながるリサイクル）

- ・自治会等による紙類の分別回収（集団回収）を進めるため、新たに集団回収を始めた団体や回数を増やす団体の活動経費を支援（平成23～26年度）し、4年間で県内の集団回収回数が258回増加しました。
- ・一方、少子化等により集団回収の強化にも限りがあり、紙資源リサイクルには新たな回収方策が必要です。また、集団回収では回収されにくい小規模事業所が排出する紙資源について、回収方策を設ける必要があります。

イ. 新たなリサイクルルートの形成

- ・県で事業者等による研究会を設置し、新たなリサイクルのルート構築を検討しました。この結果、小型家電からの希少金属回収について、障害者就労支援事業所で分解しリサイクル事業者でリサイクルするルートや、スーパーの食品廃棄物をたい肥化しJAで活用するルートなど、新たなモデルづくりを行いました。

③ ものを大切にする運動のステップアップ（3Rを実践する生活習慣の促進）

- ・参考書や児童書等を譲り合う古本市の開催や、古本市を継続して開催する民間団体の育成を通して、ものを大切にする意識づけを進めました。

古本市開催数 H23年度 8回 H24年度 18回 H25年度 22回
H26年度 18回（計66回）

- ・おもちゃを修理するボランティア「おもちゃドクター」を232名（平成23～26年度）、特に高い修理技術や知識を持つ「おもちゃマイスター」を18名育成（平成26年度）しました。受講生を中心に平成26年には「おもちゃ病院」が県内6地域全域で立ち上がり、定期的な活動ができるようになりました。
- ・また、「おもちゃ病院」の自立的な活動に向けて、「福井県おもちゃ病院協議会」が平成27年9月に設立されました。

（3）今後の課題

ごみの組成を見ると、家庭系可燃ごみのうち紙ごみが53%、食品廃棄物が38%となっており、この2種類で家庭系可燃ごみ全体の9割を占めています。

紙ごみの中にはリサイクル可能な紙が36%、食品廃棄物の中には食品ロスが25%含まれており、特にこれらのごみを、前回計画の実施事項における課題を踏まえて減量化していくことが必要です。

3 一般廃棄物の減量化とリサイクルの促進に向けて ～4つの「R」の推進～

(1) 基本的な考え方

かつて本県は、ごみの排出量が全国でも少ないグループに位置していましたが。しかし他の自治体においては、ごみ処分場の設置問題などに対応するため、より積極的にごみ減量化対策を講じた結果、本県の1人1日当たりの平均ごみ量は、平成25年度に全国平均を上回る結果となりました。

私たちが生活していく上で、ごみの発生は避けられないものですが、工夫や心がけで減らすことは可能です。ごみ処理には、その量に応じたコストが必要であり、ごみの量を減らすことができれば、その費用を教育や福祉の分野等の対策に充てることができます。

県民、団体、市町とともに、ごみ処理に必要なコストを削減するとともに、資源の消費を抑制し、より環境への負荷を低減するために、ものを大切にする意識を高め、廃棄物の発生抑制に努め、どうしても出てしまうごみはできるだけ再資源化する社会づくりを目指して、本計画では、以下の4つの「R」を重点施策とします。

① Reduce (ごみの発生抑制) の推進

「県と市町が一丸となったごみ減量化」

一般廃棄物の収集から処理までを行う市町と、技術的助言を行う責務を負う県が一体となって、減量化施策を考え、実行するための体制を設けます。

② Recycle (ごみの再資源化) の推進

「紙資源リサイクルの強化」

燃やせるごみとして焼却されている紙資源の分別回収を進め、できるだけ環境にやさしく低コストな再資源化が進むような仕組みをつくりまします。

③ Reuse (ものの再利用) の推進

「使いきる機会の充実」

自分には不要となったものが、他の誰かに必要となる場合があります。ものをみんなで使い切ることができるような仕組みをつくりまします。

④ Respect (ものを大切にする) の推進

「ものを大切にする文化の浸透」

私たち一人ひとりが、ものを大事に使うよう心がけることが必要です。こうしたライフスタイルが定着した社会づくりを目指します。

(2) 重点施策

① Reduce（ごみの発生抑制）の推進 県と市町が一丸となったごみ減量化

本県では、「おいしいふくい食べきり運動」や、古本市の開催をはじめとする「ものを大切にする運動」など、全国に先駆けて先進的な一般廃棄物減量化施策を展開してきました。

県として、今後も減量化に向けての施策を展開していきますが、一般廃棄物の減量化には、処理主体である市町の役割が最も重要です。

本計画では、県内の各市町が良い知恵を出し合い、競い合ってごみ減量化に取り組むことで、県下一丸となっておみ減量化を進めていきます。

【アクション】

- 県と市町が一丸となったごみ減量化
 - 減量化施策の推進主体として、県と市町・住民による「推進会議」を設置

県と市町・住民による「推進会議」を設置

従来、県内の市町では、それぞれ独自にごみ減量化施策を進めてきました。さらに減量化を行うには、他市町で効果のあった減量化施策の情報を得たり、他市町との意見交換に刺激を受けて、自市町の減量化への意欲を喚起するような、減量化の推進エンジンとなる場が必要です。

また、ごみの排出抑制には、住民の協力が必要であり、ごみ処理に要する経費の実態をわかりやすく周知するなど、住民の減量化への意欲を高め、住民による自発的な取組みを促す必要があります。

このため、県と市町、住民代表による「ごみ減量化」方策協議の場として「福井県ごみ減量化推進会議（仮称）」を新設し、他市町との比較と競い合いの意識によりごみ減量化を推進していきます。

「ごみ減量化推進会議」では、県内各市町でごみ減量化が促進されるよう、県内各市町との比較に加え、ごみ分別品目の拡大やごみ有料化など排出量が少ない他県の自治体で実施している、減量化に効果のあった先進事例をもとに、各市町で減量化に効果的な施策を立案し、実現を目指します。

【他県の先進事例】

1 東京都西東京市（人口 199,008人（27.12.1） 1人1日当たりごみ排出量723g（H25））

東京都西東京市は、東京23区と多摩地域の境にある住宅都市です。

西東京市では、最終処分場の埋め立て容量がひっ迫しており、ごみ減量化のために以下のような施策を実施しています。

- (1) 生活系ごみ有料化（60円/40L袋 30円/20L袋 15円/10L袋 7.5円/5L袋）
- (2) 一部の集合住宅において、可燃ごみと不燃ごみのフック式部屋別収集を実施
- (3) 排出指導を行うため、市の技能労務職として清掃指導員（排出指導、不法投棄パトロール等）6名配置
- (4) ごみ分別アプリを開発
- (5) 市民が不用品を新しい持ち主に譲る場として、「リユース祭り」を開催
- (6) 「0円均一」によるリユース（自宅玄関先に不用品を入れた箱を置き、通行人に持って帰ってもらう仕組み）

2 徳島県上勝町（人口1,696人（27.12.1） 1人1日当たりごみ排出量442g（H25））

徳島県上勝町は、徳島市から車で約1時間の山間の自治体です。

上勝町では、ごみの再利用・再資源化を進め、平成32年までに焼却・埋め立て処分をなくすため、平成15年に「上勝町ゼロ・ウェイスト宣言」を行いました。

上勝町でのごみの分別種別は缶、ビン、ペットボトル、古紙類などに加え、古布類、割箸など34品目にも上ります。ごみ焼却施設建設と管理運営にかかる膨大な経費の削減や環境汚染を考え、焼却施設を建設せず、徹底した分別によりごみ減量化を図る道を選びました。

ごみ減量化施策については民間のNPO法人に委託し、以下の事業を実施しています。

- (1) ごみ分別収集管理（収集所での分別指導、分別のわかりやすい明示等）
- (2) 地域の高齢者によるリユース事業（リメイク商品の販売）（布団綿の打ち直し、鯉のぼり生地を活用したバッグ・鞆等）
- (3) リユース食器の貸し出し事業
- (4) 生ごみの堆肥化（全戸・全事業所で実施）
- (5) くるくるショップの運営（不要品の無料交換所）

② Recycle（ごみの再資源化）の推進 紙資源リサイクルの強化

平成25年度のリサイクル率は17.0%で、平成20年度から2ポイント減少しています。

びん、缶、ペットボトルなどの資源化が定着してきた中、廃棄物の減量化・リサイクルを図る上でのもう一つの重要課題は、燃やせるごみの約5割を占める紙類の対策です。中でも、家庭の紙ごみのうち、リサイクル可能なものは35.8%を占めています。

今後、リサイクル率をさらに向上させるため、紙類の分別の徹底を図ります。

新聞紙や雑誌、段ボールなどは分別収集や集団資源回収が定着し、リサイクルが進んでいますが、包装紙や封筒、コピー紙などの「雑がみ」は、リサイクルが可能であるにもかかわらず、分別が各家庭やオフィス（事業所）に定着していないため、その多くが燃やせるごみとして排出されているのが現状です。また、少子高齢化により、集団資源回収の担い手が減少しているという課題もあります。

このため、全県の各家庭で雑がみの分別運動を開始し、「紙は大切な資源」であることを周知徹底します。また、家庭および事業所から、いつでもどこでも紙資源が回収できるよう、新たな回収体制づくりを行うことで、紙資源リサイクルを強化します。

【アクション】

- 新たな紙資源回収によるリサイクル率の向上
 - 雑がみ分別運動の開始
 - 公民館、学校を拠点とした回収の促進
 - 家庭と小規模事業所等の共同回収モデルづくり
 - スーパー等民間回収拠点の拡充を促進
 - 食材宅配業者の紙資源回収を促進

ア. 雑がみ分別運動の開始

家庭には多くの紙資源があります。新聞、雑誌は、PTAや自治会の集団回収や行政回収によって、紙資源としてリサイクルが進められています。

しかし、それ以外の包装紙や封筒といった、いわゆる雑がみは紙資源としての認識が薄く、その多くが「燃えるごみ」として排出されていると考えられます。

紙資源のリサイクルをさらに進めるためには、「雑がみ」を資源化していくことが必要です。そのため、各家庭において、新聞・雑誌の分別に加え、第三の紙資源として、雑がみを分別する運動を全県で開始します。

紙資源となる雑がみは燃やせるごみではないことを明示し、改めて雑がみとは何か、どのように分別、回収するのかを県民に周知します。

イ. 公民館、学校を拠点とした回収の促進

家庭で分別した雑がみなどの紙資源が、身近なところでいつでも排出でき、回収量も確保されるよう、公民館や学校における家庭の雑がみ等の紙資源の拠点回収を推進します。

(福井市の回収モデル)



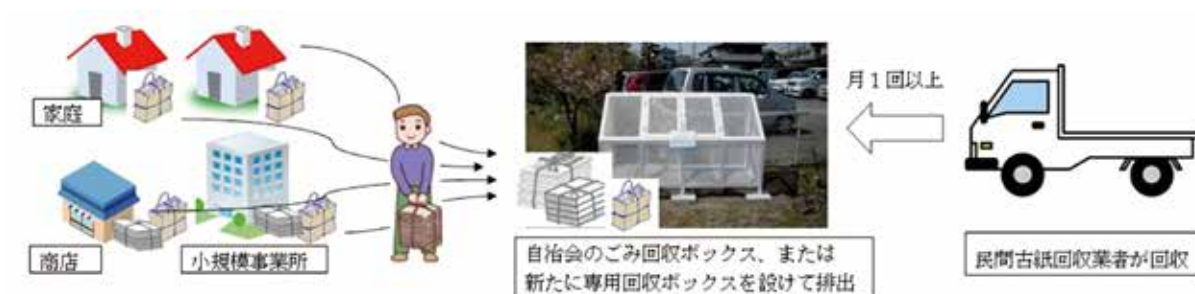
ウ. 家庭と小規模事業所等の共同回収モデルづくり

小規模事業所での紙資源分別を進め、これまで別々に回収していた家庭と小規模事業所の紙ごみを、地域全体の紙資源として、共同で一度に回収する機会を設け、回収量の増加と効率化を図ることにより、民間の古紙回収業者が主体となって回収を行う新たな仕組みを設けます。

この回収方法をモデル地域で実施し、市町全体への普及を図ります。

※「家庭と小規模事業所等の共同回収モデル」

家庭と小規模事業所等の紙ごみを、同一の日に行政回収用のごみステーション等に排出し、民間の古紙回収業者が回収し、リサイクルするしくみ



エ. スーパー等民間回収拠点の拡充を促進

スーパーやドラッグストアなどの民間施設では、従来から、食品トレイや牛乳パックなどの資源回収場所を設置し、多くの県民が買い物のついでに資源のリサイクルを行ってきました。

このような民間施設の一部では、新聞、雑誌、雑がみなどの紙資源を回収するところも増えており、こうした紙資源の民間回収拠点を拡充するために、市町において、民間施設と古紙回収業者をマッチングするシステムを作ります。

オ. 食材宅配業者の紙資源回収を促進

高齢者のみの世帯の中には、回収ステーションや集団回収の指定場所に決まった時間にごみ出しを行うことが困難となっている世帯もあり、今後、このような世帯が増加することが考えられます。

一方、食品販売店などが主体となり、利用者から注文を受け、あらかじめ決められた食材を戸別に宅配するサービスを実施する事業者も増えています。

こうした事業者に県や市町が働きかけ、主に高齢者世帯を対象として、食材の配達の機会を利用して、紙資源が回収されるシステムを県内に普及していきます。

県民の皆さんへ

雑がみも大切な資源です。燃やさずに分別しましょう。

包装紙、封筒（ダイレクトメールなど）、コピー用紙などの雑がみは、燃えるごみではなく紙資源です。雑がみ用の紙袋を用意して分別し、紙資源をリサイクルしましょう。

③ Reuse（ものの再利用）の推進 使い切る機会の充実

自分には不要となったものが、他の誰かには必要となる場合があります。リユースショップの利用、県民参加のフリーマーケットの開催などを通じて、不要になったものを新たな持ち主に譲る機会が徐々に増えてきています。

県民一人ひとりが譲り合いの心を持ち、地域全体で、ものを使いきることを日常生活の中で実践していくことが重要です。

良いものを長く大切に使うための「修理する文化」とともに、リユース市の開催とリユース行事を実施する民間団体等の育成を行い、誰かが使っていたものを再利用するという「リユース文化」を醸成していきます。

【アクション】

■ 使い切る機会の充実

- 子育て世帯にやさしいリユース市の開催
- リユース行事（古本市、おもちゃ病院、子育て用品市）を実施する民間団体の支援

ア. 子育て世帯にやさしいリユース市の開催

古本、古着、家具などの民間のリユースショップが増えてきていますが、県民の中には、どこでどのように不要品を集めているのか、不要品がどのように取り扱われているかわからないため、利用していない人も多くいます。

このような県民にリユース品を積極的に活用してもらうとともに、不要品を、新たな持ち主へとつなげるサイクルを地域ごとに形成します。

特に、子ども用品は子どもの成長が早く不要となってしまうものもある一方、同じ年代の子どもを持つ家庭にとっては、需要の高い物品が多い分野です。

そのような子育て世帯のニーズに応じ、本県の子育て世帯を「ものを大切にする」心により地域で応援するため、環境フェアに合わせて、「子育て用品リユース市」を県が開催します。また、ノウハウの提供や財政支援を行い、市町や民間団体等による子育て用品リユース市の開催を促進し、地域内で譲り合うサイクルをつくります。

イ. リユース行事（古本市、おもちゃ病院、子育て用品市）を実施する民間団体の支援

「ものを大切にする心」の意識づけが進むよう、平成21年から読み終わった本を譲り合う古本市を開催するとともに、高校生などの若い世代の関心を高めるため、受験シーズンが終わり、参考書が不要となる3月には「参考書フェア」を開催しています。

また、おもちゃの修理を行うボランティア「おもちゃドクター」の養成を行い、県

内6箇所の「おもちゃ病院」が定期的に活動を行っています。民間団体が自立して活動を継続できるよう、団体のリーダーとなる「おもちゃマイスター」の養成を行うとともに、平成27年9月には「福井県おもちゃ病院協議会」を設立し、「おもちゃ病院」同士の相互交流と組織強化を図りました。

このような自主的なリユース行事を開催する団体を財政支援するとともに、県内の民間団体等が一同に会する「大リユース市」を平成30年に開催し、活動を広く県民に知らせることで地域での譲り合いのサイクルを拡大します。



アオッサでの古本市



おもちゃ病院

県民の皆さんへ

あなたが使い終わったら、次のオーナーに譲りましょう。

必要なときに、必要なものを譲り合って、県民全体でリユースの輪を作りましょう。

④ Respect（ものを大切にする）の推進 ものを大切にする文化の浸透

昨今、100円ショップの台頭やファストファッションの流行など、「安いものを買って、使い終わったら、捨てる」という傾向が見受けられます。

ものが安く手に入ることは、消費者としてありがたいことですが、「安い＝手軽に捨ててもよい」という意識を消費者が持つてしまうことは、ごみ減量化を阻む要因となります。

そこで、原点に立ち返り、ものに愛着と敬意を持ち、大切に「Respect」という概念を県民に提唱します。福井のくらしに根付いている「ものを大切にする心」を呼び起こし、必要なものを必要な分だけ買い、使えるものをとことん最大限に活用して、資源を無駄にしない生活をサポートします。

【アクション】

- 「おいしいふくい食べきり運動」の新展開
 - 全国食べきりネットワークの構築
 - 食育とともに「食べきり運動」を周知
- 福井の「ものを大切にする心」に基づく生活の「見える化」を促進
 - 「ふくいのシンプルライフコミュニティ」の形成
 - 身近で便利な「まちの修理屋さん」紹介

ア. 「おいしいふくい食べきり運動」の新展開

本県では、平成18年度から「おいしいふくい食べきり運動」を展開しています。この運動は、①家庭やホテル・レストランなどで、おいしい福井の食材を活かしたおいしい料理を作り、②作られた料理をおいしく食べきって、③残ってしまった料理は、家庭では新たな食材として工夫し、外食では持ち帰って家庭で食べきろうというものです。

これまで県民やレストラン等の飲食店に対し、食べきり運動への協力を呼びかけてきた結果、食べきり運動協力店は約1,048店舗、食べきり家庭応援店は161店舗（平成27年12月末現在）となり、県民の認知度は56%（平成26年度アンケート結果）と少しずつ高まっています。

食べきり運動協力店

飲食店やホテルなどが、ハーフサイズや小盛りなど食べ残しが出ないメニュー設定や、お持ち帰りパックの提供など、お客様においしく食べきって、なおかつ、食べ残しが出ない取組みに協力

食べきり家庭応援店

スーパーなどの食品販売店が、少量パック、ばら売りや食べきりレシピコーナーなど、お客様が家庭で食品ロスを出さないよう手助けする取組みに協力

平成27年1月に福井市で実施した組成調査では、家庭から出された燃やせるごみの38%が食品廃棄物（いわゆる生ごみ）で、そのうち、本来は食べることができたごみ（賞味・消費期限切れや食べ残しなどのいわゆる食品ロス）は24.7%でした。平成22年1月の組成調査時の食品ロスの割合は25.4%だったため、5年間で、0.7%減少しています。

本県が全国に先駆けて運動を始めた「おいしいふくい食べきり運動」をさらに展開し、「食べきり」が当たり前の習慣となるようにします。

(ア) 全国食べきりネットワークの構築

本県の「食べきり運動」を始めとした3R推進活動を全国に発信するため、平成27年11月に、県生活学習館で「3R推進全国大会inふくい」を開催しました。

この大会では、「食べきり運動」を実践する全国の5自治体および環境省が意見交換を行う「全国食べきりサミット」を開催し、国の食品ロス削減施策や、各自治体における先駆的な取組みを本県から全国に発信しました。



全国食べきりサミット

さらに、本県を中心として食品ロス削減に取り組む自治体間のネットワークを形成し、継続的な情報共有と取組みの拡大を図ることについて合意を得ました。

この大会での合意を契機として、全国に先駆けて「食べきり運動」を実施した本県が中心となり、「食べきり運動」実施自治体による「全国食べきりネットワーク協議会」を立ち上げます。

「全国食べきりネットワーク協議会」では、「食べきり施策バンク」を作成し、他県から評価を得ている本県の「食べきり運動」が全国標準となるよう「福井県モデル」として全国展開し、実施自治体の拡大を目指します。また、協議会として全国共同キャンペーンなどの活動を行い、「食べきり運動」のさらなる認知度向上につなげます。

(イ) 食育とともに食べきり運動を周知

本県には、里山里海湖の自然や風土に育まれてきた食材、精進料理や報恩講料理に代表される伝統的な食事、越前焼や越前漆器、越前打刃物、若狭塗箸などの伝統工芸産業などの豊かな食文化に恵まれています。また、食育という言葉が日本で始めて使った「石塚左玄」は本県の出身です。

農産物は自然の恵みであるとともに、それを育て、収穫した生産者の労力が費やされています。また、野菜の葉や皮には貴重な栄養分が含まれていることを学ぶことも必要です。貴重な食べ物に感謝する気持ちを持つとともに、自分が食べる量をあらかじめ理解し、おいしいものを適量食べることで、「食べ残さない=食べきる」という心を、ライフステージごとに働きかけていきます。

本県の豊かな食文化を学ぶ食育とともに「食べきり運動」を実践することで、食べる習慣が身に着き、結果的に食品ロスの減少につながるようになります。

○食育とともに学ぶ「おいしいふくい食べきり運動」

「おいしい福井の食材を適量で食べきる大切さ」を食育とともに小中高校生にも周知し、ライフステージごとに以下のような活動を通じて、すべての年代への普及を図ります。

- ・未就学児 食べきり親子学習会開催
- ・小中学生 味覚を学ぶ授業実施
- ・高校生 栄養や調理法を学ぶ授業実施
- ・大人 企業訪問や地域イベントでの周知
食べきり運動協力店、食べきり家庭応援店で毎月1日以上設定した「おいしいふくい食べきりの日」に重点的に周知

【取組み例】

- ・飲食店 注文したものをすべて食べきった人にサービス実施
- ・食品販売店 ポスター掲示や食べきり食材コーナー、食べきりレシピの設置

食育は福井県から

石塚左玄は、明治時代にわが国で初めて「食育」を提唱した福井市出身の医師です。その著書「通俗食物養生法」の中で、その土地、その土地の伝統的な食習慣を学ぶべきであるという、地産地消につながる考え方や、植物性食品と動物性食品のバランスが重要であることを説いています。また、野菜や穀物の皮をむかず、葉までもすべて使い切って食べる「一物全体食」を勧めています。

トピックス

サルベージ・パーティー

サルベージ (salvage) とは、海難救助や沈没船の引き揚げ作業などを意味する言葉ですが、家庭で使い切れずに残ってしまっている食材を「救い出す」意味に転用し、そのような食材を持ち寄り、プロの料理人などに料理を依頼して食べる催しは「サルベージ・パーティー」と呼ばれています。食べきれずに持て余してしまっている食材が、思いがけない料理に変身し、みんなでおいしく食べられる。このような取組みが食品ロスを減らす手段として広がりを見せています。

トピックス

精進料理の心

曹洞宗大本山永平寺の祖、道元禅師はその著「典座教訓」で、精進料理とは心でつくり、心で味わうものだと説いています。食材をおろそかにせず切れ端まで捨てずに大事に使い切り、手間と工夫を惜しまず最大限に食材を活かす。出された食事ができるまでにかけてられた労苦や食材の尊さに感謝する。食事を作る側、食べる側双方の心に思いを巡らすことで、「食べきり」に取組み、食品ロスをなくしていきたいものです。

(参考) 日本の食生活全集18「聞き書 福井の食事」 農文協刊 (社団法人農山漁村文化協会)

イ. 福井の「ものを大切に作る心」に基づく生活の「見える化」を促進

本県は、農村のつながりの中で、「家庭菜園」で獲れ過ぎた野菜を知人へ「おすそ分け」することが当たり前に行われてきた土地柄です。

また、眼鏡、越前漆器、越前打刃物、越前焼、若狭塗箸などの産地が各地に存在し、職人が培った技術を用いて作り上げた逸品が身近にあり、そのような品物を修理しながら長く大切に使う文化も根付いています。

良いものを修理しながら、長く大切に使い続けることは、大量消費、大量廃棄の現代において、失ってはならない美徳であり、次の世代へ伝えていくためにも、実践しながら継続していく必要があります。

(ア)「ふくいシンプルライフコミュニティ」の形成

ものを大切にし、ごみを極力出さないシンプルな生活を実践するための「シンプルライフコミュニティ・プログラム」を市町と県で策定し、モデル地域での4R生活を支援するとともに、他の地域にその取組みを紹介します。

モデル地域では、昭和時代の福井県で当たり前に行われていた「ものを大切にするシンプルライフ」を、現在のくらしに合わせた形で実践します。

実践例

- ごみを減らす取組
 - 生ごみの「水きり運動」の実施
- ものを大切に作る取組
 - 家庭菜園で獲れすぎた野菜のおすそわけの仕組みづくり
 - 地域リユース市の開催、地域内の不要品譲り合いの仕組みづくり
- リサイクルの取組
 - 資源化できる紙類などのリサイクル徹底

地域内での助け合いの心と、野菜などの自然からの恵みを使い尽くすことの良さを実感してもらい、その住民の声を発信することで、「シンプルライフコミュニティ・プログラム」をモデル地域から市町全体に普及させ、地域実践型で「ものを大切にす

(イ) 身近で便利な「まちの修理屋さん」紹介

身近なところにありながら県民に知られていない、または、どんな修理ができるかわからないために利用されていない「まちの修理屋さん」の情報を「見える化」して発信し、良いものを修理しながら長く使う「修理する文化」を醸成します。

○専門的な修理技術を持つ職人の紹介

革製靴の修理や“かけつぎ”などの専門的な技術や、修理をするときに心がけていることなどを職人にインタビューし、県民が大切にしているものを安心して任せられる職人を紹介します。

○長く使うためのプロのお手入れ方法講座の開催

プロの職人が、良いものを長く使うための手入れ方法を直接教える講座を開催し、例えば、革靴を美しく磨くためのコツ、シャツにしょうゆをこぼしたときの応急処置、暖房が効きやすくなるエアコンの手入れ方法などを紹介します。

○修理して長く使っている「私のとっておきの逸品」の紹介

親から子へ世代を超えて譲り渡し、修理しながら長く使っている逸品について、長く使うからこそしみ出る良さをその思い出とともに紹介します。

○より身近に感じられる情報の紹介

リユースショップ情報、店舗の外観写真、地図上での位置表示、よくある修理事例、特に得意とする専門分野などのアピールなど、県民が利用しやすくなる情報を紹介します。

県民の皆さんへ

食べ物への感謝と「食べきり」を福井の当たり前前の習慣にしましょう。
良いものを修理したり、お手入れしたりして、とことん長く使いましょう。
新しいものにはない、使い込んだものの良さを伝えていきましょう。

(3) 重点施策以外の施策

重点施策に加えて、次の施策を実施することで、一般廃棄物の減量化とリサイクルの促進をさらに進めていきます。

① マイバッグ持参運動等の実施

県内の市町においては、スーパーなどの事業者や消費者団体等の協力を得て、マイバッグ持参運動を展開しています。平成27年6月現在、8市4町において553店舗がマイバッグ運動を実施中です。

今後も、未実施の市町やスーパーなどの事業者に働きかけを続け、運動の全県的な展開を図っていきます。このほか、過剰包装の拒否やマイ箸の活用など、不要なものを受け取らない運動を推進します。

トピックス

過剰包装

日ごろ何気なく購入する食品や日用品の中には、見栄えの良さや内容物の保護を目的に、必要以上に過剰包装されているものがあります。内閣府が平成26年6月に行った「循環型社会形成に関する世論調査」によると、「通信販売での二重以上の包装、大きな包装」について65.9%の人が無駄だと感じていることが分かりました。また、経済産業省が平成24年12月に行った「容器包装に関する消費者意識調査」では、「レトルト食品の外箱」や「インターネット販売で購入した商品の外箱、緩衝材」について7割を超える人が過剰感を抱いていることが分かりました。

近年、容器包装の減量化に取り組むメーカーも増えてきていますが、消費者側も、製品の品質と同様に使用後のごみのことも考えてできるだけ簡易包装のものを選ぶようにしていきたいものです。

② 家電製品の適正な廃棄に係る啓発の強化

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電製品は、特定家庭用機器再商品化法により再商品化が義務付けられています。消費者は、使用済みの製品を家電小売店に引き渡し、家電小売店は対象商品を引取り家電メーカー等へ引渡し、家電メーカー等は引き取った機器を再商品化しなければなりません。

平成26年4月からの消費税増税に伴う駆け込み需要により家電製品の買い替えが進んだほか、今後のさらなる消費税増税でも同様の傾向が表れると考えられることから、法に則って適正な処理を行うよう、消費者や家電製品小売業者等への啓発の強化を行います。

また、最近住宅地などを回って、中古家電などを収集している業者が見受けられます。

このような業者の多くは無許可であり、適正な処理が行われない恐れがあるところか、高額な処理手数料を要求される場合もあります。

家庭から廃棄物として排出される家電は一般廃棄物に該当し、それらの収集・運搬を行う場合には、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。

県でも、違法な中古家電収集業者については、市町とともに現場確認、聞き取り調査を行い、必要に応じ指導をしていきます。

③ 使用済小型家電リサイクルの促進

小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれています。

日本で1年間に使用済となる小型家電は65万トンにもなります。そのうち有用な金属は28万トンで、金額にすると844億円分にもなります。一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。しかし、従来は、鉄などの一部の金属を除いて、その大半が廃棄物として埋め立てられたり、中には違法な廃棄物回収業者を通じて国内外で不適正な処分が行われたりしているものもありました。

このようなことから、使用済小型家電の適正処理と有用な金属のリサイクルを目的として「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月1日に施行され、市町村が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行う事業者を国が認定し、認定した事業者については、事業行為の許可を不要とする緩和措置が実施されるようになりました。

環境省では、より多くの市町村の回収体制を整えるため、平成25年度から27年度まで小型電子機器等リサイクルシステム実証事業を行い、その実施を通じて回収ボックスやコンテナ等の設置や市民向けの広報について支援を行いました。

本県では、平成27年9月現在、15市町が使用済小型電子機器等を回収し、最終的に認定事業者へ引き渡しを行っています。

一方、福祉施設での障害者による使用済小型家電のリサイクルが成り立つよう、リサイクルのノウハウを持つ廃棄物処理業者や、廃棄物の収集を行う市町と連携し、リサイクルルートの確立を目指しています。

④ 海岸漂着物対策の推進

本県には約415kmにも及ぶ海岸線があり、その約92%が自然環境の保護と快適な利用を推進すべき区域である国定公園に指定されています。本県の美しい海岸線の良好な景観や環境を守るため、海岸に漂着するごみの回収、処理を行っていく必要があります。

このため、国、県、海岸管理者、市町、民間団体等がそれぞれの立場から積極的に海

岸漂着物対策に取り組むとともに、相互に情報を共有し、協力する体制をとっています。

まず、海岸管理者等は、管理する海岸の土地においてその清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講ずるよう努めます。

また、市町は、ごみの漂着により住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じている場合は、海岸管理者等に対し漂着物処理のため必要な措置を講ずるよう要請し、漂着物の回収を行うことや回収された海岸漂着物の処理等を行います。

さらに県は、漂着物の発生場所と発生状況の把握および海岸管理者の速やかな対応を求めるなどの必要な措置を講ずるよう努め、その回収・処理が効率的に進むよう連絡調整等を行います。

平成25年9月16日の台風18号による被害では、嶺南地域を中心とする海岸に大量の流木等が漂着しましたが、県と市町との協力体制により迅速に回収・処理を実施しました。

H25.9.16 台風18号による漂着



小浜市白鳥海岸



美浜町日向漁港海岸

トピックス

世界の海に流出するプラスチックごみ

アメリカ ジョージア大学の研究チームの試算によると、海洋へ流出するプラスチックごみは、世界全体で1年間に480万トン～1,270万トンにもなるそうです。

流出したプラスチックごみは、波などによって細かい破片になり、魚やウミガメなどが誤って飲み込み死んでしまうだけでなく、食物連鎖により人や生態系に悪影響を与える恐れがあります。

将来にわたり生態系に及ぼす影響を考えると、ペットボトルやビニール袋などのプラスチック類は、海や河川に捨てないでリサイクルするなど、適正に処理することが重要です。

(4) 災害廃棄物の処理

自然災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」(※) という。)の処理については、一般廃棄物であることから、災害が発生した市町村が主体となり、処理が実施されてきたところです。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、平時の市町村の廃棄物処理体制だけでは、大規模災害時に一度に大量に発生する災害廃棄物のスムーズな処理が困難であることが判明しました。

災害により生じた廃棄物は、平時同様、生活環境の保全および公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正かつ迅速に処理されなければなりません。また、分別、再生利用等による減量化や再資源化を図ることも必要です。

このため、国では、平成27年7月に廃棄物処理法および災害対策基本法を改正し、大規模災害にも備えて、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について廃棄物処理計画に定めることとしました。

これを受けて、本計画において、災害廃棄物の適正処理について以下のとおり定めます。

※災害廃棄物

- ・地震や津波等の災害によって発生する廃棄物
(例：柱、流木などの木くず、コンクリート片やブロックなどのコンクリートがら、畳などの腐敗性廃棄物、災害被害により使用できなくなった自動車等)
- ・被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ
(平成26年3月策定 環境省「災害廃棄物対策指針」による)

① 基本的な考え方

災害発生時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的に災害廃棄物が大量に発生し、かつ避難所等からは多量の生活ごみが排出されることが想定されます。

災害廃棄物については、国、地方公共団体、事業者がそれぞれの役割に基づき、連携・協力して、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。また、発災直後から極力分別するとともに、積極的な再生利用等により、廃棄物が極力減量化されるよう努めます。

② 災害廃棄物対策にかかる各主体の役割

ア. 県民の役割

県民は、廃棄物の仮置場への搬入や確保に際し、市町が示す分別方法や搬入ルール等に協力することとします。

また、災害廃棄物以外のごみを搬出したり、災害後の混乱に乗じて不法投棄を行うことのないようにします。なお、やむを得ず野焼きが必要な場合は、市町の指示に従います。

イ. 市町の役割

市町は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任があります。

(ア) 平時に検討すべき事項

市町は、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するなど、平時から災害時の廃棄物処理について、以下の項目を中心に検討しておくことが必要です。

- 災害廃棄物処理における組織体制、指揮命令系統および連絡体制
- 消防、警察、周辺自治体および廃棄物関係団体等との協力・支援体制
- 仮設トイレの備蓄等、し尿処理体制の確保
- 災害廃棄物の発生量および処理可能量の推計
- 仮置場の候補地の選定
- ごみ処理施設の耐震化実施
- ごみ処理施設被災時の補修に対処するための資機材の備蓄
- 災害廃棄物の処理スケジュール
- 災害廃棄物の収集運搬ルートや優先回収する品目等

【参考1 仮置場の選定について】（「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省策定）より抜粋）

市町村は、推計された発生量に応じて仮置場の必要面積を算定し、候補地を選定します。

また、仮置場を借用する際や返却する際のルールも検討しておきます。

仮置場の選定に当たっては、以下のことに留意することとします。

- 空地等は、災害時に自衛隊、警察、消防等の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ、仮置場の候補地を選定します。候補地の選定にあたっては必要に応じて地元住民と平常時に調整を行います。
- 空地等は、発災直後や復旧・復興時など時間軸の変化により、必要とされる用途が変化する可能性があることに留意します。
- 仮置場の候補地の検討にあたって、候補地となる空地等の状況を把握します。
- 候補地は次の点を考慮して選定します。
 - ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等）※船舶の係留等
 - ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ）
 - ③二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
 - ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無

- 選定した仮置場の容量が、発生量の推計に対して適正か適宜見直しを行います。
- 大規模災害発生時に仮設の破碎・選別・焼却等を行う仮置場については、一時的な仮置きだけを行う仮置場よりも広い用地が求められるとともに、一時的な仮置場から災害廃棄物を搬送することを踏まえ、その位置を考慮して設定します。
- 複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置する場合は、特に環境上の配慮が必要です。地方公共団体は、仮置場を撤去した後の土地利用方法等を想定し選定します。また周辺地域における住居等、保全対象の状況を勘案して選定します。
- 空地・一時保管施設等については、災害時における必要性を考慮し、都市づくりの中で確保を検討します。また、空地等の情報を電子化し一元的に管理することやリストの印刷物を準備しておくことで、災害時にいつでも利用できるようにします。
- 仮置場の候補地を選定する際には、病院・学校・水源などの位置に留意し、近接する場所を避けます。

【参考2 市町ごみ処理施設における受入体制の確保について】

市町村は、焼却施設などごみの中間処理施設について、処理能力および対応不能物を確認しておきます。

特に多く排出されると想定されるごみ（畳、家具類、布団類、家電など）の処理方法や、自市町村（組合）で一日どれくらい処理能力があるか、想定されるごみの量に対して処理期間がどのくらいかかるか検討する必要があります。特に布団や畳等の腐敗性廃棄物に関しては適切に分別し、早期に処置を行う必要があります。

また、ガスボンベやマットレス等の処理困難物についても、大量に排出される恐れがあることから、処理方法や処理までの長期保管場所についても検討しておきます。

（イ）災害発生時に実施すべき事項

市町は、災害廃棄物の処理にあたり、以下の事項を実施します。

- 平時に決定した組織体制を参考として責任者を決定し、指揮命令系統を確立
- 被災状況等について県に連絡
- 仮設トイレ等の設置およびし尿処理
- 廃棄物の分別搬出方法の住民に対する周知

- 廃棄物の収集運搬体制の整備
- 被害状況を踏まえた災害廃棄物発生量・処理可能量の推計
- 災害廃棄物発生量をもとに仮置場の必要面積を見直し、仮置場を確保
- 火災防止などに留意した仮置場の管理
- 廃棄物処理に必要な資機材等の広域的な支援要請についての検討
- 被害状況等を踏まえた処理スケジュールの検討

ウ. 県の役割

平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制および処理施設の整備、県域を越えた広域的な対応の観点から、市町、国、事業者等との連携を進めるものとします。

災害発生時には、被災市町からの支援ニーズを把握するとともに、被災市町が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための支援・指導・助言、広域的な協力体制の確保、周辺市町、関係省庁、民間事業者との連絡調整を行います。

特に災害により県内の市町が甚大な被害を受け、単独での処理が不可能である場合は、各市町のごみの発生状況や処理状況を把握し、県内の他市町村での処理について調整を行います。

また、県内の多くの市町が甚大な被害を受け、県内で調整しても適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が見込めない場合は、県から国に広域的な廃棄物処理を要請します。

なお、市町の被災規模が大きく、独自で廃棄物を処理できない場合は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、被災市町の要請により、県が市町に代わって災害廃棄物処理を実施する場合があります。

エ. 国の役割

環境省中部地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での大規模災害への備えとして「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」の策定等、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の連携体制を整備します。

市町または地方自治法に基づき事務委託を受けた県による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理、再生資材利用促進等に向け、本県以外の地方自治体や民間事業者の廃棄物処理施設に係る情報提供等の支援を実施します。

大規模災害発生時においては、広域連携を支援するとともに、県や市町による処理が困難な場合に、災害対策基本法に基づく市町からの要請を受けて、代行の可否を確認したうえで、代行処理を行います。

オ. 事業者の役割

廃棄物処理事業者やし尿処理事業者等は、災害発生時には市町の支援ニーズを把握して、適正かつ迅速に、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理を実施します。

大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めるものとします。

なお、一般社団法人福井県産業廃棄物協会は、平成21年1月27日に「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を県と締結しています。

この協定に基づき、同協会は県からの要請により、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分について協力することになっています。

③ 災害廃棄物に関する情報発信

県や市町は、平時から住民に対して、災害廃棄物の分別方法や混乱に乗じた不適正処理の禁止などの災害廃棄物処理に関する情報を積極的に発信し、災害廃棄物処理に関する理解の促進に努めます。

また、災害発生時には、仮置場の運用や廃棄物処理に関する情報等をわかりやすく整理し、迅速に住民に伝達します。

福井豪雨災害

1 被害の概要

平成16年7月18日未明から昼頃にかけて福井県嶺北地方で局地的に豪雨が降り、福井市（旧美山町）では1時間に最大96mmの猛烈な雨を観測しました。

この豪雨は足羽川流域を中心とする県内各所で越水や破堤、がけ崩れや土石流などによる甚大な被害をもたらしました。

この災害で、泥だらけになった家財道具、被災家屋の解体廃棄物、堆積土砂、漂着流木等、多種多様な災害廃棄物が大量に発生しました。福井市では約2万トンの災害廃棄物が発生し、他自治体の協力を得ながらも、処理に半年間を要しました。



濁流が押し寄せた旧美山町中心部

被災世帯数と災害廃棄物処理量

市町名	被災世帯数	災害廃棄物処理量（トン）
福井市（旧福井市）	11,319	19,353
福井市（旧美山町）	412	959
鯖江市	1,109	10,840
越前市（旧今立町）	893	1,521
池田町	136	172
計	13,869	32,845

※被災世帯数は住家が全半壊、破損、浸水した世帯数

2 災害廃棄物の処理

家庭等からの災害ごみは、公園や道路の一角、町内の空き地など、市町や地区が決めた臨時ごみ捨て場に排出されました。

臨時ごみ捨て場に排出された災害ごみは、市町が定めた一時集積所に収集運搬され、仮置きされました。一時集積所としては、中間処理施設の敷地や下水道終末処理施設の敷地、一般廃棄物最終処分場跡地、スポーツセンター駐車場、多目的グラウンド等が利用されました。また、市町の要望を受けて、県公社が管理する産業廃棄物最終処分場敷地にも仮置きされました。

一時集積所に搬入される災害ごみは2～5mの高さに積み上げられ、粉じん飛散

防止のための散水や消毒剤散布がなされ、必要に応じて飛散防止ネットやブルーシートで覆われました。

一時集積所に積み上げられた災害ごみは、順次、重機による粗選別や手作業による細分別が行われました。分別区分の詳細は各市町により異なりますが、可燃物、不燃物（瓦、がれき等）、家電製品、金属類、木くず（解体家屋含む）、畳、タイヤ類、土砂等に分別されました。

分別された災害ごみは、種類ごとに焼却施設や破碎施設などの中間処理施設に運搬され、リサイクルまたは埋め立て処分されました。

3 県の支援内容

災害ごみの処理処分は市町主体で進められましたが、県も情報収集や支援、指導監督に当たりました。例えば、災害ごみ集積・処分状況調査、災害派遣車両の分配、ボランティア事業者と被災自治体との連絡調整、消毒作業や土砂撤去作業への職員派遣、国への被害状況報告、災害廃棄物の適正処理指導などです。

また、過去に水害を経験した自治体や、解体事業者からの聞き取り調査により廃棄物量を集計しましたが、その結果被災自治体単独の処理能力では対応できないと判断し、周辺自治体や県外自治体へ災害廃棄物の処理に係る協力依頼も行いました。

4 課題

臨時ごみ捨て場において分別収集された災害ごみも一部あったものの、分別されずに収集された災害ごみは、一時集積所での分別に莫大な労力と費用、時間を要しました。

未分別で収集された災害ごみを後で分別するより、被災者からの排出時に粗分別の方がスムーズに処理でき、処理にかかる時間も短縮されます。

災害ごみの収集にあたっては、粗大ごみ、可燃物、不燃物、家電製品等の区分により、家庭等が排出する時点からできるだけ分別することが重要です。



一時集積場（福井市豊地区路上）



一時集積場（鯖江市スポーツセンター駐車場）

4 一般廃棄物の減量化等の目標

(1) 目標設定の基本的な考え方

平成32年度の目標設定に当たっては、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき設定することとします。

(2) 目標の設定

	平成25年度実績	平成32年度予測値	平成32年度目標値
① 1人1日当たり排出量 (総排出量)	906 g (267千トン)	975 g (270千トン)	863 g (239千トン)
②最終処分量	29千トン	27千トン	25千トン
③リサイクル率	17.0% スーパー等での店頭回収量を含めた実績値20.6%	14.1%	20.0% スーパー等での店頭回収量を含めた目標値27.0%

※ 1人1日当たり排出量の平成32年度予測値は、平成32年度総排出量予測値を平成32年度の推計人口で割ったもの

① ごみ排出量

国の基本方針では、一般廃棄物の減量化の目標量を、現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減することとしています。これは、平成24年度から32年度まで毎年1.5%ずつ削減して達成できる数値になります。

本県では、最新の数値である平成25年度の実績267,458トンを基準にして、平成25年度から32年度までの7年間で総排出量を10.5%削減することを目指します。

1人1日当たり排出量は、平成32年度の総排出量目標値を平成32年度の推計人口で割った、863gです。

② 最終処分量

国の基本方針では、一般廃棄物の最終処分量を平成24年度に対し、平成32年度において約14%削減することとしています。これは、平成24年度から32年度まで毎年1.75%ずつ削減して達成できる数値になります。

本県では、最新の数値である平成25年度の実績28,944トンを基準にして、平成25年度から32年度までの7年間で最終処分量を12.25%削減することとし、25千トン为目标値とします。

③ リサイクル率

上記のとおりごみ排出量と最終処分量の目標値を設定した場合、これに対応するリサイクル率は20.0%になります。

(算定の考え方)

- ・一般廃棄物排出量239千トン、最終処分量25千トンに対応するには、行政回収による資源化量が31,535トン必要

※算定式 (総排出量目標値 - 行政回収資源化量) × 最終処分率 = 最終処分量目標値

(239,375トン - 行政回収資源化量) × 12.22% = 25,398トン

行政回収資源化量 = 31,535トン (※)

※推計量25,817トン+増加目標6,000トン

- ・行政回収による資源化量31,535トンに集団回収目標量20,295トン (※) を加えると総資源化量は51,830トンとなり、

(※推計値14,295トン+増加目標6,000トン)

- ・リサイクル率は、20.0% と算定

51,830トン / (239,375トン + 20,295トン) = 20.0%

(参考目標)

スーパー等での店頭資源回収量を含めた目標値 27.0%

※算定式

行政回収資源化量(31,535トン) + 集団回収目標量(20,295トン) + H25民間店頭資源回収量(12,969トン) + 民間回収目標量(12,000トン)

総処理量(239,375トン) + 集団回収目標量(20,295トン) + H25民間店頭資源回収量(12,969トン) + 民間回収目標量(12,000トン)

= 27.0%

- ・本県では、近年、リサイクル可能なごみ（紙資源、食品トレイ、ペットボトル等）について、スーパー等の店頭での回収が進んでいますが、こうした回収量は、環境省による公的な統計数値に含まれていないためリサイクル率に反映されていません。

このため、本県では独自に、スーパー等の店頭回収量を把握してリサイクル率に加味した数値を、参考目標値として合わせて設定します。

私たちが目指す「ごみの減量化」は、
 「2回に1回は、燃えるごみ袋のサイズを小さくしよう」という行動です。
 毎日の生活の中で必ず出るごみを、私たちの心がけや工夫で減らしていきましょう。
 食べ残しをしない、過剰な包装はお断り、リサイクルできる紙は分けておく…
 一人ひとりの行動は少しずつでも、その積み重ねで減らせる量は大きくなります。

今回の計画では、「私たちが毎日43gずつ今までよりもごみを減らすこと」を目標にしました。

これは、家族で使う「燃えるごみ袋」を、「2回に1回は、「大袋」ではなく、「中袋」にサイズを落とせるようにしよう。※」とする行動です。

※5人世帯の場合の試算です。家族の規模に応じて使うごみ袋のサイズを今よりも1サイズ小さくする工夫をしていきましょう。

【参考】

県民1人ひとりが実践できるごみの減量化方策については次のとおりです。

1人1日当たりごみ排出量 43g 減量化の例

単身者家庭（1週間当たり43g×7日=301g減量）			
お菓子の箱のリサイクル	30g	× 2箱	= 60g
余計な紙袋はもらわない	50g	× 1枚	= 50g
カタログ類のリサイクル	100g	× 1冊	= 100g
外食での食べ残しはしない	18g	× 5日	= 90g
コンビニで割りばし類は受け取らない	5g	× 1本	= 5g
	合計		305g

5人家族の家庭（1週間当たり43g×7日×5人=1,505g減量）			
家庭での工夫			
生ごみの水切り	55g	× 7日	= 385g
消費期限が切れる前に食べる	60g	× 7日	= 420g
紙類のリサイクル			
牛乳パック	30g	× 7日	= 210g
ダイレクトメール類	25g	× 5日	= 125g
ティッシュの箱	30g	× 1日	= 30g
カレールーの箱	20g	× 1日	= 20g
ビスケットの箱	30g	× 2日	= 60g
ダンボール類	150g	× 1個	= 150g
レジ袋を断る	10g	× 7日	= 70g
クレジットカードなどの明細書の郵送を断る	25g	× 2回	= 50g
	合計		1,520g

7人家族の家庭（1週間当たり43g×7日×7人=2,107g減量）

家庭での工夫

野菜の食べきり

ブロッコリーの茎 100g × 1個 = 100g

人参や大根の皮 40g × 7個 = 280g

紙類のリサイクル

週刊誌 300g × 2冊 = 600g

包装紙 20g × 1枚 = 20g

紙袋 50g × 2枚 = 100g

チラシ類（A4） 5g × 20枚 = 100g

メモ用紙 2g × 5枚 = 10g

読まなくなった文庫本を古本市に出す 200g × 2冊 = 400g

着なくなった子供服のリユース 500g × 1着 = 500g

合計 2,110g



紙類もリサイクルへ



ブロッコリーの茎や人参の皮も工夫でおいしく食べきり



III

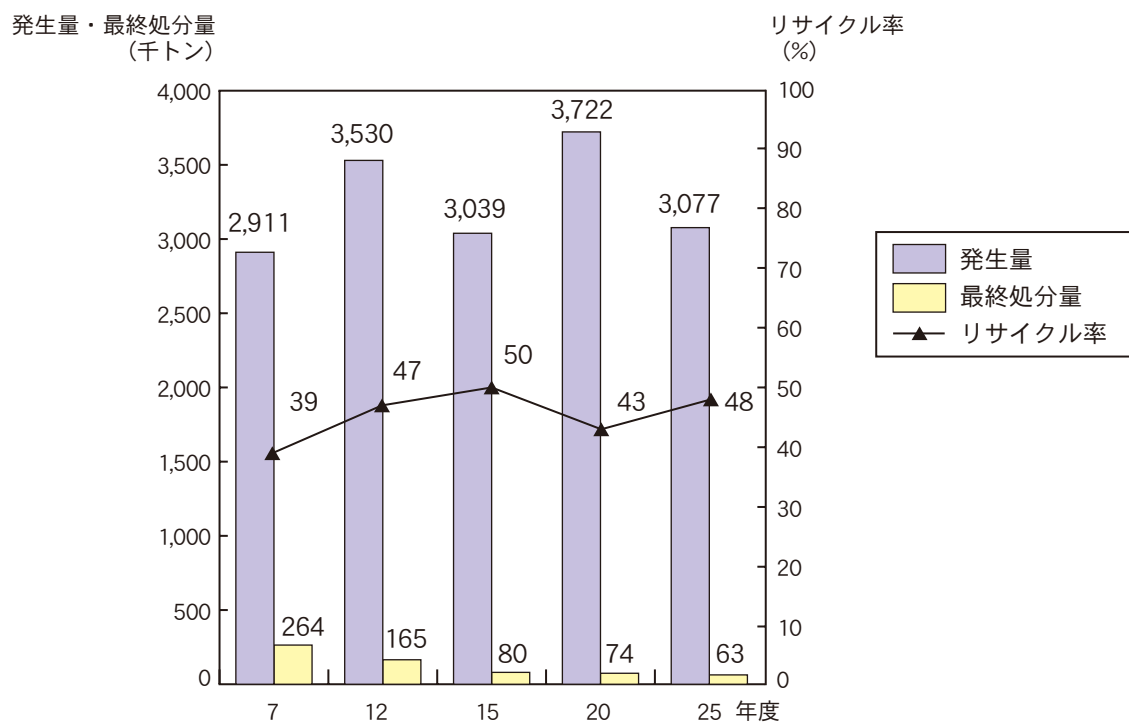
産業廃棄物について

廃棄物処理法においては、事業者の経済活動等により発生した産業廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

本県の産業活動から生じる産業廃棄物について、排出事業者・処理業者・行政それぞれが「発生抑制とリサイクル推進」、「適正処理の推進と不適正処理の防止」、「県内処理体制の整備」を柱に産業廃棄物の減量化・リサイクル・適正処理に向けた活動を行ってきました。

近年、産業廃棄物の発生量は年度ごとに増減しており、製造品出荷額等に連動している傾向にあります。また、リサイクルや減量化に努めてきた結果、最終処分量は年々減少しています。

発生量等の推移



(福井県産業廃棄物実態調査)

1 産業廃棄物の現状

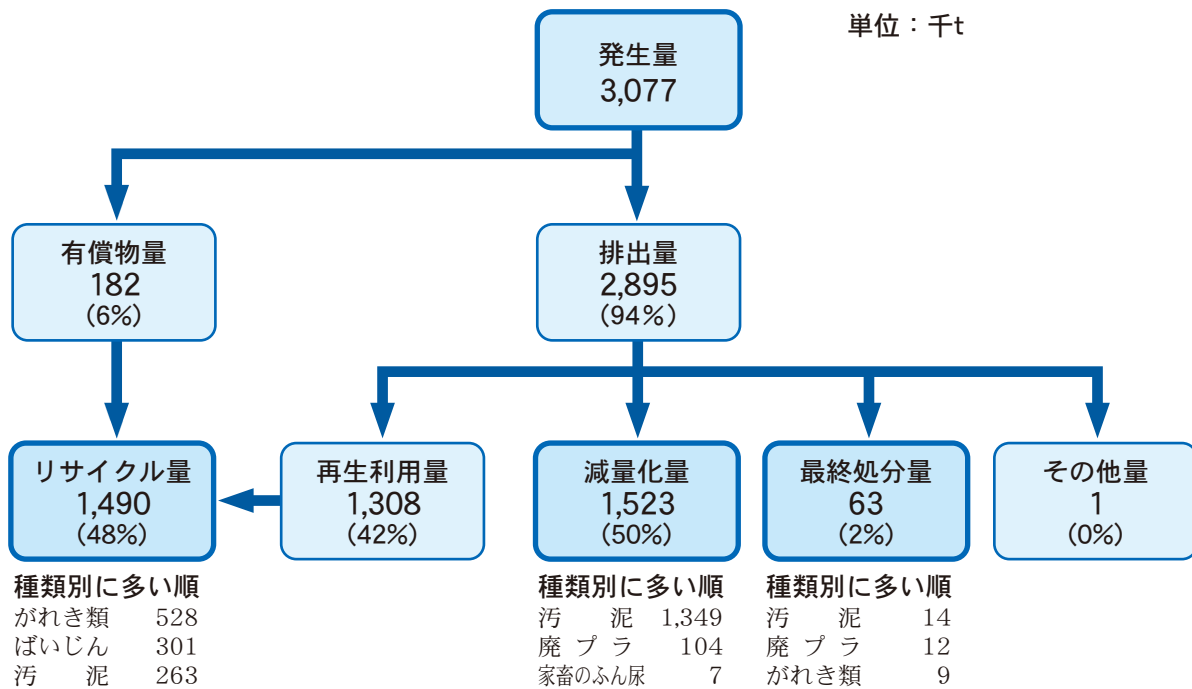
(1) 発生量等の現状

平成25年度の産業廃棄物の発生量は3,077千トンで、その内訳を見ると、リサイクルされた量が1,490千トン（48%）、脱水等により減量化された量が1,523千トン（50%）、最終処分（埋立）された量が63千トン（2%）となっています。

リサイクルされる廃棄物で最も多いものは、がれき類の528千トン、減量化される廃棄物で最も多いものは、汚泥の1,349千トン、最終処分される廃棄物で最も多いものが、汚泥14千トンとなっています。（種類無変換※）

※種類無変換：中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮しない場合

処理処分の状況（平成25年度実績）
—平成26年度福井県産業廃棄物実態調査結果—



【用語の定義】

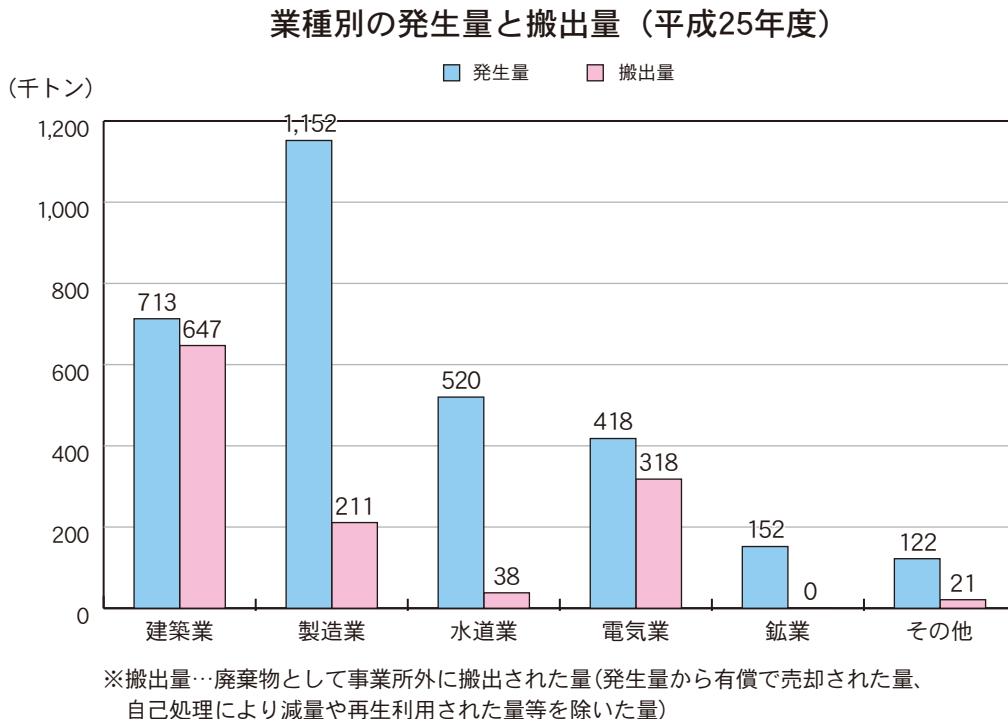
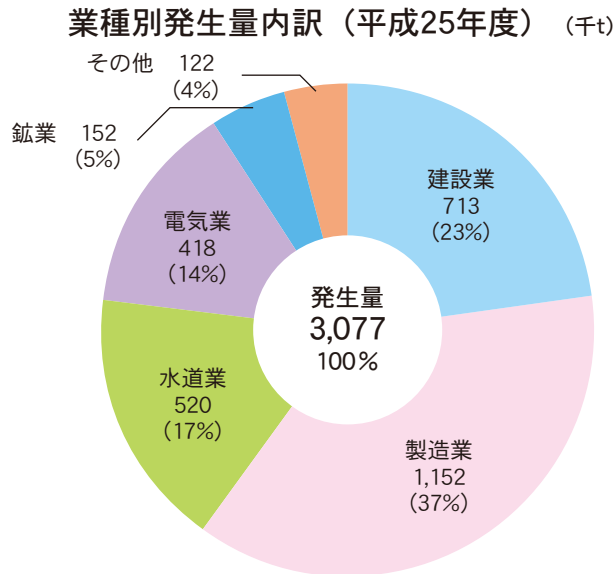
- 発生量 = 排出量 + 有償物量
- 排出量 = 再生利用量 + 減量化量 + 最終処分量 + その他量
- リサイクル量 = 再生利用量 + 有償物量

排出量………事業場内で発生した産業廃棄物のうち、有償で売却できなかった量
 有償物量………有償で売却した量
 再生利用量……埋立処分されることなく、他の用途に再利用された量
 （例：破碎後のがれきを道路の路盤材等に使用）
 減量化量………脱水・焼却等により減量化された量
 最終処分量……再生利用されることなく、埋立処分された量
 その他量………事業場内で保管されている量

(2) 業種別の発生状況

廃棄物の業種別発生状況では、製造業から発生する廃棄物が1,152千トンで、全体の37%を占めており最も多く、次いで建設業が713千トンで23%、水道業（主に下水道事業）が520千トンで17%となっています。これら3業種から、全体の約8割の廃棄物が発生しています。

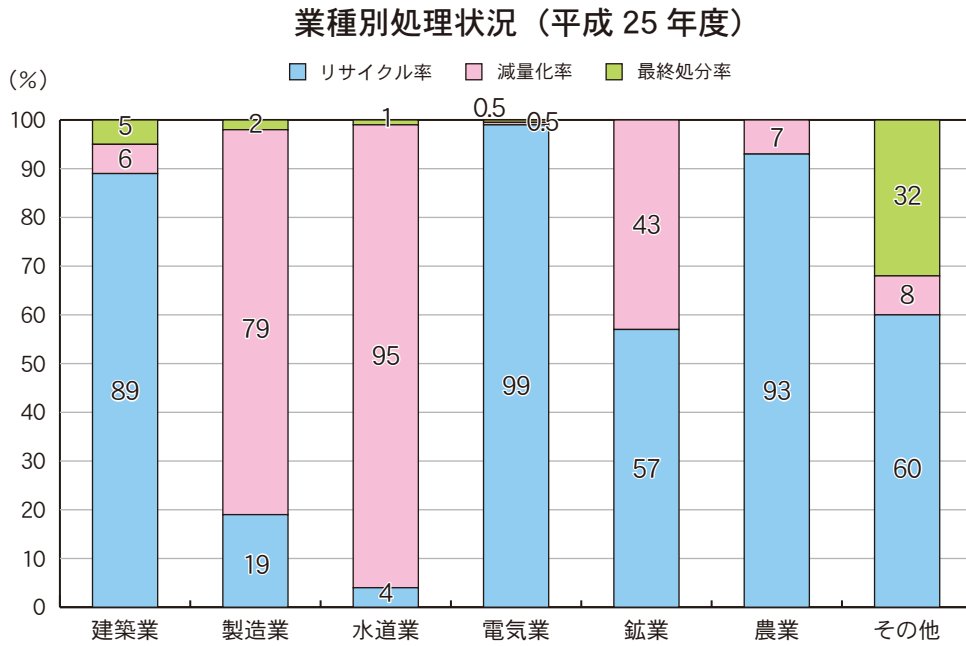
また、製造業、水道業、鉱業では、事業場内で脱水等を行うことで減量化される割合が高いため、発生量に比べて、搬出量が少なくなっています。



(3) 業種別の処理状況

リサイクル率を業種別に見ると、建設業、電気業、農業ではおおよそ90%を超えています。建設業ではがれき類が破碎後に建設資材等に、電気業ではばいじんがセメント原料等に、農業では家畜のふん尿がたい肥として、リサイクルされています。

一方で、水分を多く含む汚泥の発生量が多い製造業、水道業、鉱業では、脱水、乾燥処理等で水分を除去することから、減量化率が高くなっています。

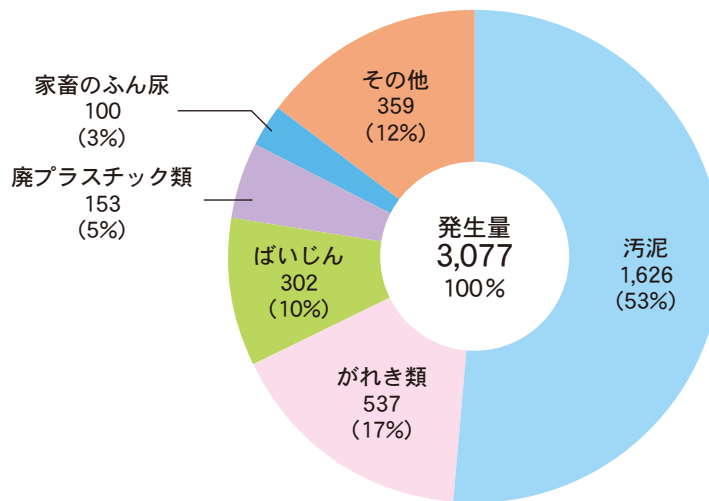


(4) 種類別の発生状況

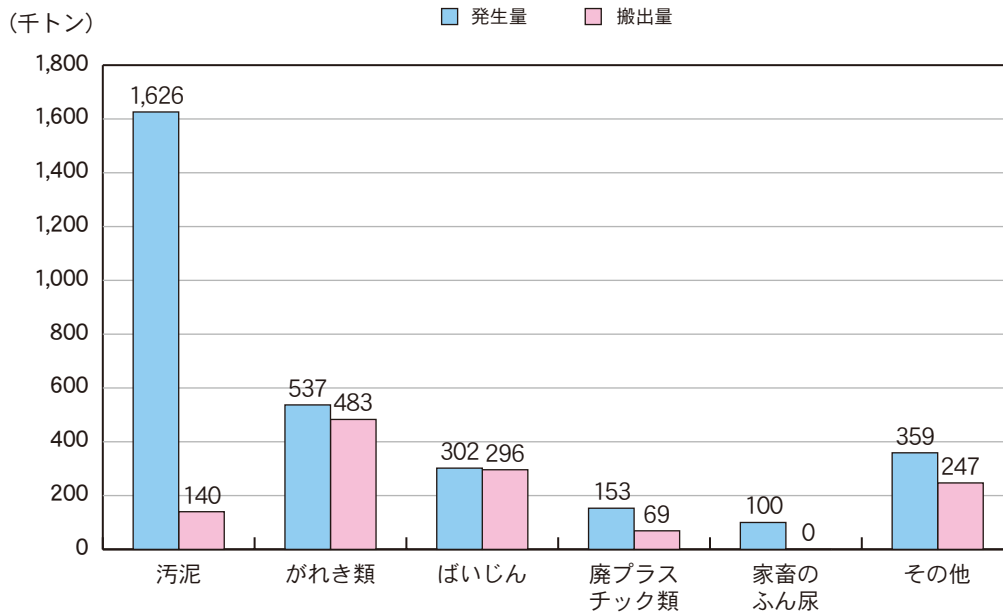
廃棄物の種類別発生状況では、汚泥が1,626千トンで、全体の53%を占めており最も多く、次いでがれき類が537千トンで17%、ばいじんが302千トンで10%となっています。これら3種が発生量全体の約8割を占めています。

また、汚泥は、事業場内で脱水等を行うことで減量化される割合が高いため、発生量に比べて、搬出量が少なくなっています。

種類別発生量内訳（平成25年度）（千t）



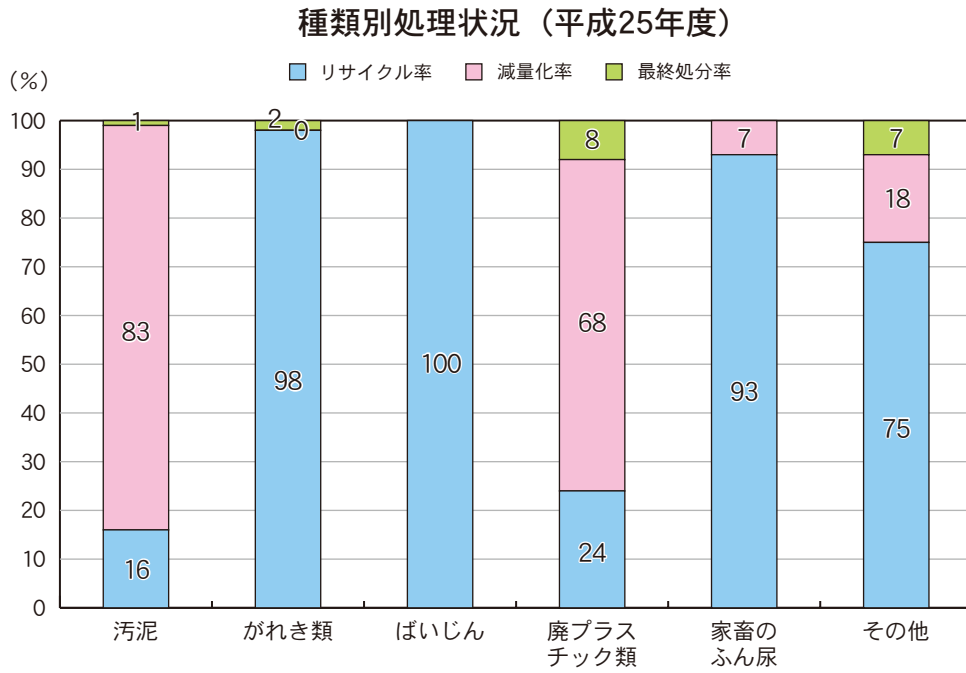
種類別発生量内訳（平成25年度）



(5) 種類別の処理状況

リサイクル率を種類別に見ると、がれき類、ばいじん、家畜のふん尿は90%を超えています。がれき類は建設資材等、ばいじんはセメント原料等、家畜のふん尿がたい肥等として、リサイクルされています。

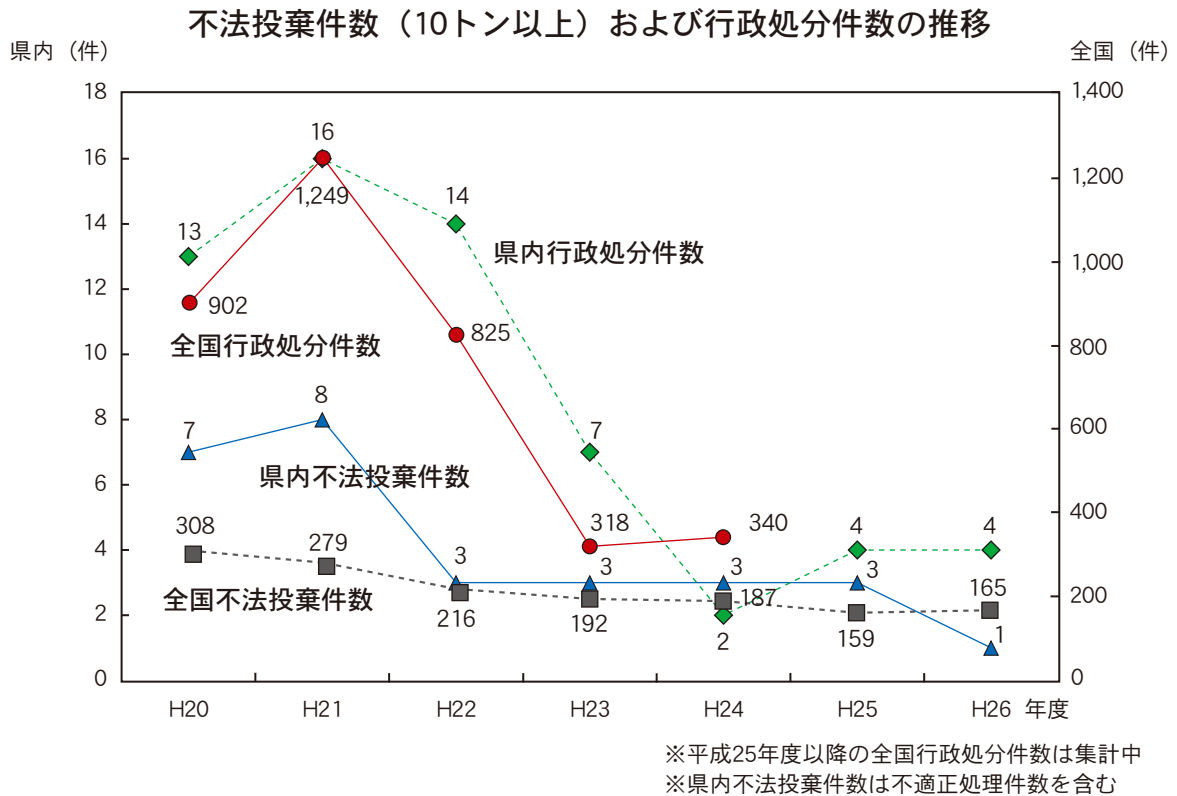
一方で、汚泥、廃プラスチック類は、脱水、乾燥、焼却処理等により減量化率が高くなっています。



(6) 不適正処理等の現状

廃棄物の不法投棄等の不適正処理について、平成21年度以降、全国的に不法投棄件数および処理業者に対する行政処分件数は減少傾向にあり、本県も同様の傾向を示しています。

しかし、依然として不法投棄を行う者が後を絶たず、県が不法投棄対策として設置した監視カメラにより不法投棄行為者を特定した事例もありました。



トピックス

決定的瞬間 ～監視カメラは捉えた～

「山間部の崖下にゴミを捨てている者がいる。」との情報を受け監視カメラを設置したところ、軽トラックで乗り付けた男性がビニール袋を崖下に向かって放り投げる様子が繰り返し撮影されました。

この画像が決め手となり、70歳代男性が魚のあら約2キロを不法投棄した容疑で警察に検挙されました。



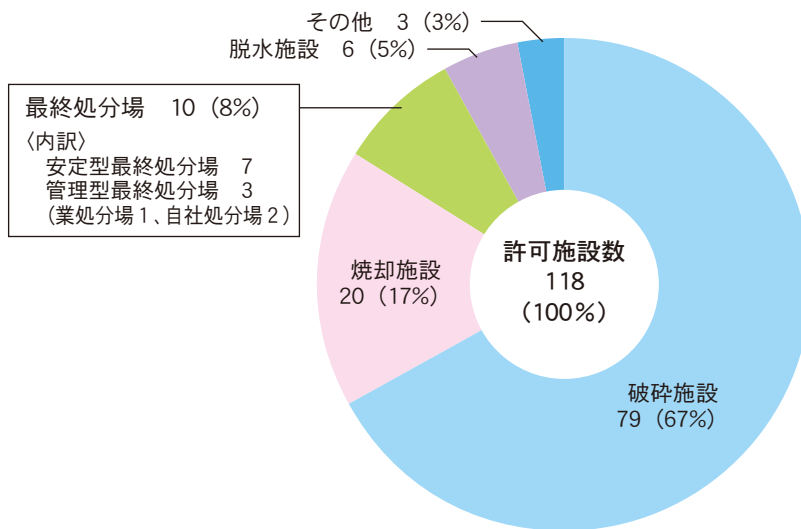
平成24年6月から7月にかけて4回撮影

(7) 処理施設の現状

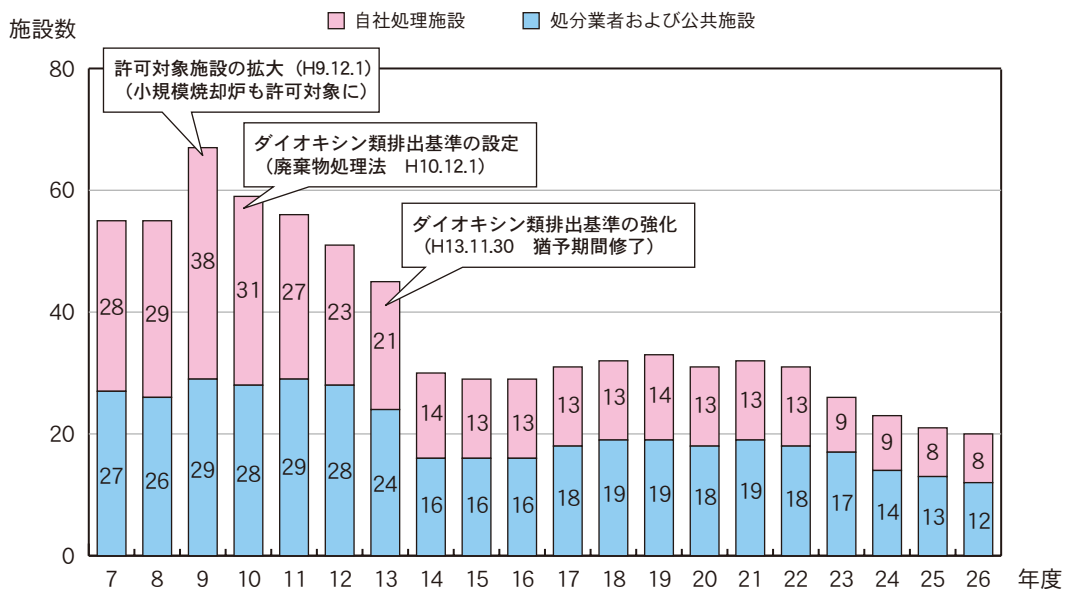
県内の平成27年3月末現在の産業廃棄物許可施設は、118施設（自社処理施設を含む）あり、その主な施設はがれき等の破碎施設、廃プラスチック等の焼却施設および最終処分場です。

このうち、産業廃棄物焼却施設数は、平成13年度のダイオキシン類排出基準の強化以降、横ばい状況にあります。また、産業廃棄物を埋立処分する最終処分場で、汚泥や燃えがら等を受入できる管理型最終処分場は県内に1か所の状況です。

産業廃棄物許可施設（平成27年3月末現在）



県内焼却施設数の推移



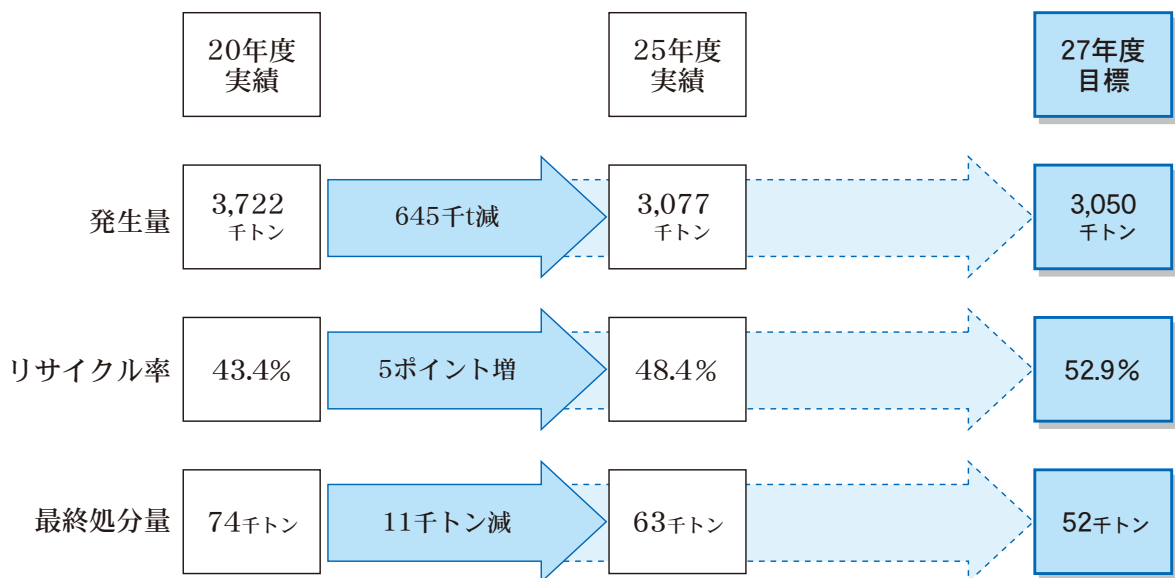
2 前回計画の評価

(1) 目標数値の達成状況

前回計画では、平成27年度の達成目標を、発生量3,050千トン、リサイクル率52.9%、最終処分量52千トンと設定しました。

これに対し、平成25年度の実績をみると、発生量3,077千トン、リサイクル率48.4%、最終処分量が63千トンとなっており、いずれも、現在のところ、目標達成に至っていません。

前廃棄物処理計画の目標達成状況



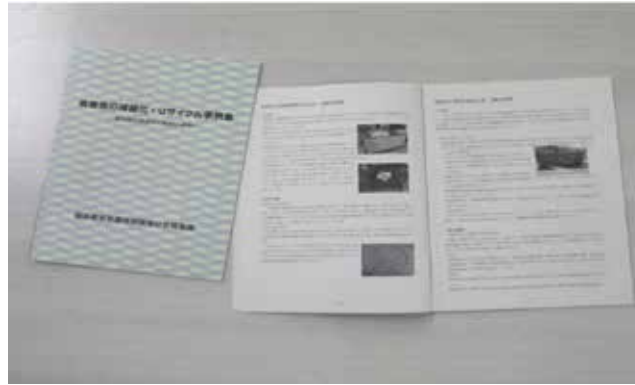
(2) 前回計画の進捗状況と課題

前回計画では、「排出事業者による発生抑制とリサイクル推進」、「適正処理の推進と不適正処理の防止」、「県内処理体制の整備」を重点施策として、ごみの減量化やリサイクルを推進してきました。その進捗状況と課題は以下のとおりです。

① 排出事業者による発生抑制とリサイクル推進

ア. “100%ゼロエミッション福井” への挑戦 (全事業所における減量化・リサイクルの推進)

- ・ 県内の事業所における減量化やリサイクルの優良事例をまとめた事例集 (次写真) を作成し、県内の多量排出事業者等に配布し周知しました。



廃棄物の減量化・リサイクル事例集

- ・ 本県独自の取組みとして事業所が独自に廃棄物減量化への実施事項を定め宣言する「廃棄物減量化宣言事業所」制度を平23年度に設けました。
(宣言事業所数：平成26年度末 県内1,360事業所)

イ. 新たなリサイクルルートの形成

- ・ 廃瓦の有効活用を進めるため、県で研究会を設置しました。瓦チップを農地の暗渠排水疎水材としてリサイクルする方法を考案し、これまで約1万5千トンの廃瓦がリサイクルされています。
- ・ 資源リサイクルは事業者間の情報交流で加速することがわかりました。こうした機会をさらに充実していくことが必要です。

② 適正処理の推進と不適正処理の防止

不適正処理防止のため、厳しい監視体制を継続しました。

- ・ 休日・夜間の不法投棄監視パトロール
- ・ 廃棄物運搬車両に対する隣接県との共同路上検査（年6回）
- ・ 市町職員を県職員に併任し産業廃棄物処理施設への立入検査を強化
- ・ ヘリコプターによる上空からの監視パトロール（年2回）
- ・ 不法投棄のおそれがある場所を重点監視地域として監視カメラで監視



廃棄物運搬車両路上検査



県警ヘリコプターによるスカイパトロール

③ 県内処理体制の整備

ア. 優良処理業者へのステップアップ

- ・ 排出事業者や廃棄物処理業者において電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の導入を進めるため、講習会等を実施しました。
- ・ （一社）福井県産業廃棄物協会と合同で優良処理業者認定取得のための講習会を実施しました。
（電子マニフェスト導入業者数 786事業者（平成26年度末））

イ. （一財）福井県産業廃棄物処理公社の運営方針

- ・ 焼却処理している下水汚泥について新たにリサイクルを行うため、民間事業者と新しい固形燃料化技術を開発し、実用化可能との結果を得ました。

（3）今後の課題

産業廃棄物の発生量は近年減少しているものの、経済動向により発生量が増加するため、引き続き減量化の取組みを行うとともに、特に中小規模の排出事業所に対する減量化や適正処理についての働きかけが必要です。

不法投棄などの不適正処理についても、監視の目を緩めると不適正処理を行う事業者が増加する恐れがあり、引き続き監視体制を継続することが必要です。

また、製造業や建設業など本県の経済活動を円滑に行うためにも、安定した処理体制の確保が必要です。

3 産業廃棄物の減量化とリサイクルの促進に向けて ～3つの「R」と適正処理の推進～

(1) 基本的な考え方

産業廃棄物を適正に処理することは、建設業や製造業等本県の全ての経済活動を支える重要な基盤です。

産業廃棄物の発生を可能な限り減らし、出てくる廃棄物は極力他の資源等に活用し、それでも残る廃棄物は、適正な施設で、適正に処理することが、本県の産業を支え、また、本県の生活環境を保全することに大きく貢献することとなります。

本計画においては、全ての事業者が発生量規模に応じて減量化・再資源化・適正処理の取組みを行うとともに、産業廃棄物処理業者も情報開示、環境保全、技術向上等の取組みを行うことを目指し、以下を重点施策として実施します。

① Reduce（ごみの発生抑制）と適正処理の推進

廃棄物の処理責任がある排出企業自身による、廃棄物の減量化が進むための方策を実施します。

② Recycle（ごみの再資源化）の推進

リサイクルが円滑に進むよう、リサイクル形態に応じたサポートを行います。

③ Refine（事業者の優良化）の推進

産業廃棄物は、その処理を専門に行う事業者によって処理が行われているケースも多く、これらの事業者による優れた廃棄物処理業務が進むような方策を実施します。

④ 不適正処理の防止

不適正処理は減少傾向にあるものの、依然としてなくなり、監視の目を緩めると増加に転じるおそれもあります。引き続き不適正処理防止のための監視体制を設けます。

⑤ 安定した処理体制の確保

適正かつ確実に廃棄物処理が行えるよう、安定的な処理体制を確保していきます。

(2) 重点施策

① Reduce（ごみの発生抑制）と適正処理の推進

近年、リサイクル率は40%～50%で推移していますが、減量化+リサイクルの率は98%と高い率で推移しています。今後もさらなる減量化およびリサイクルを続けていくためには、排出事業者の自主的な取組みへのサポートが必要となります。

減量化、リサイクル率、最終処分量の推移

	7年度	12年度	15年度	20年度	25年度
発生量 (千トン)	2,911	3,530	3,039	3,722	3,077
減量化率 (%)	52	48	48	55	50
リサイクル率 (%)	39	47	50	43	48
減量化+リサイクル率 (%)	91	95	98	98	98
最終処分量 (千トン)	264	165	80	74	63

また、排出事業者は、産業廃棄物を自ら処理する責任を有している他、事業者が自ら産業廃棄物を処理する場合には、廃棄物処理法に基づいた処理基準の遵守、委託処理する場合には、処理委託契約書の作成やマニフェストの交付等の委託基準の遵守が必要となります。

そこで、多量排出事業者には引き続き、産業廃棄物処理計画と報告を通じた取組みを進めるとともに中小規模排出事業者も含めた全ての事業者を対象に、減量化、リサイクル、適正処理を進めていきます。

【アクション】

- 多量排出事業者による自主的な減量化対策の推進
 - 事業所ごとの廃棄物処理計画策定・実績報告
 - 研修会を開催し、減量化・リサイクル事例の情報発信
- 中小規模排出事業者に対する廃棄物適正処理指導の充実
 - 「廃棄物処理基礎講座」を実施

ア. 多量排出事業者による自主的な減量化対策の推進

県内約4万5千事業所のうち、年間500トン以上の産業廃棄物を発生する事業所は約200事業所で、これらの事業所から県内全体の産業廃棄物の約8割が発生しています。まず、これらの事業所が徹底した減量化を進めることが必要です。

(ア) 多量排出事業者による計画策定・実績報告

廃棄物処理法では、排出事業者の自主的な減量化を推進するため、年間1,000トン以上の産業廃棄物を発生する事業所を設置している事業者は、廃棄物の処理計画の策定と実施状況の報告が義務付けられています。本県では、さらに年間500トン以上の産業廃棄物を発生する事業所を設置している事業者に対しても計画策定等を求め、減量化・リサイクルを推進します。

多量排出事業者には、目標値の設定、管理体制、排出抑制、分別、再生利用等に関する計画を記載した廃棄物の処理計画および報告を求めるとともにこれらをホームページ等で公表することにより、さらなる減量化・リサイクルへの取組みを徹底します。

(イ) 多量排出事業者に対する廃棄物減量化研修の実施

廃棄物減量化を目的とした研修会を県で実施し、3Rへの関心を高めるとともに、優良な減量化事例の情報提供やリサイクル認定製品制度の紹介等を通じて、排出事業者の自主的な減量化を推進します。

また、事業者がさらなる減量化を実施するにあたっての課題や行政への要望について研修会等を通して把握していきます。

イ. 中小規模排出事業者（年間排出量500トン未満）に対する廃棄物適正指導の充実

廃棄物処理法では産業廃棄物の処理責任者は排出事業者とされていますが、適正に処理するために保管基準、処理基準、委託基準等のほか、マニフェスト制度など一般にはなじみにくい制度などもあります。

このため、特に中小規模の排出事業所に対して産業廃棄物の適正処理を目的とした「廃棄物処理基礎講座」を開催し、産業廃棄物の処理手続きをわかりやすく解説するとともに、減量化事例の情報提供やリサイクル認定製品制度の紹介等を通じて、排出事業者の自主的な減量化を推進します。

トピックス

産業廃棄物の発生抑制事例

○製造業（フクビ化学工業(株)坂井工場）（製造工程における発生抑制事例）

- 1 以前は、製造工程において製品に異物が混入することにより不良品が発生することが問題となっており（表面に異物によるフクレが生じる等、写真1）、製品不良の約50%を占めていました。



写真1

これに対して社内で原因調査を行い、押出機の内部が外気と接触することが原因と判明したため、押出機を密閉状態に保つため内圧を調整した他、密閉剤を見直すことにより、異物混入が大幅に改善され、2012年度工程不良率は前年比4.5%削減されました。

- 2 塗装工程においても従来は飛散した塗料を廃棄物処理していましたが、作業時に容器を置き、飛散した塗料を回収して再利用しています。（写真2）



写真2

○建設業（株）塩浜工業）（現場内発生構造物の有効利用事例）

道路工事等では、工事用道路として碎石で一時的な仮設の簡易舗装を施工する場合があります。簡易舗装の場合、濁水やぬかるみの発生により工事作業性が低下しやすくなる課題があり、その対応として次の手法により解決しました。（下写真）

手法：道路工事の支障となるため撤去したU字溝（A）（旧農地横の水路を直近の道路集水桝へ導く簡易な構造物）を、工事期間中の仮設側溝（B）として再利用しました。仮設であるため、工事完了後には通常通り撤去し、廃棄物処理をしています。

効果：①法面からの湧水も処理できるため、簡易舗装の維持が容易となるとともに、現場作業性が向上しました。

- ②濁水発生を抑制できるため、現場内に設置した濁水処理施設での脱水汚泥の発生量も減少し、環境影響を低減することができました。

- ③仮設側溝のための資材を別途準備（購入あるいは借受）する必要がなくなり、結果としてその廃棄物減量および処理コスト削減につながりました。



(A)撤去したU字溝の施工前の状況



(B)撤去したU字溝を再利用した仮設側溝

ウ. その他適正処理の推進

(ア) 電子マニフェストの普及

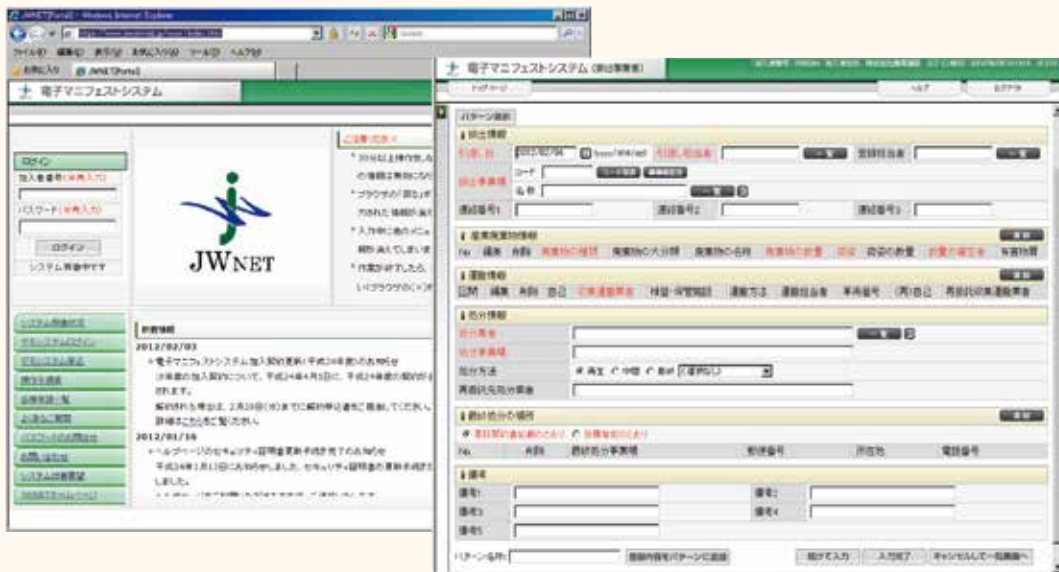
委託した廃棄物の処理状況をより確実に把握することができる電子マニフェストの普及を図ります。

【電子マニフェスト制度】

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名等を記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しなが、処理の流れを確認するしくみです。

電子マニフェストとは、このマニフェスト制度を電子化したもので、パソコン等を利用して管理し、マニフェストの交付や行政への報告等の事務を簡素化し、委託した廃棄物の処理状況をパソコン等で確認することにより不適正処理の防止が図られるものです。

《電子マニフェストの操作画面》



《電子マニフェストのメリット》

- 事務処理の効率化
 - ・入力操作が簡単で、手間がかかりません。
 - ・マニフェストの保存が不要です（保存スペースも不要）。
- 法令の遵守
 - ・法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れを防止できます。
 - ・運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表等で確実に確認できます。
 - ・終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起します。
 - ・マニフェストの紛失の心配がありません。
- データの透明性
 - ・マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存しています。
 - ・排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できます。
- 排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
 - ・電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが都道府県等に報告します。

(イ) 委託先処理業者の適切な選択

排出事業者が適正な処理業者を選択できるように、廃棄物処理法に基づいた優良な処理業者をホームページ等で公表します。

また、排出事業者が適正な処理料金を負担し、最終処分までの確実な確認を行うよう研修会等で普及・啓発を行います。

(ウ) PCB廃棄物の適正処理

PCB廃棄物については、PCB特別措置法により、保管事業者による県への届出や処理期限までの適正処理の履行が義務付けられています。

本県の高濃度PCB廃棄物については、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」により、北海道室蘭市内の処理施設（次項写真）で処理されることとされています。高濃度PCB廃棄物については、平成20年11月から処理が開始され、処理期限はトランス・コンデンサが平成35年3月31日、安定器等・汚染物が平成36年3月31日とされています。

低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設、都道府県知事等許可施設で処理することとされており、処理期限は平成39年3月31日までとされています。

県では、県内でPCB廃棄物を保管している事業所に対しては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な処理指針（平成18年5月）」により、また、多量に保管する事業者に対しては、「PCB多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理計画策定要領（平成20年1月）」により適正に処理するよう指導しています。

また、全てのPCB廃棄物が処理期限までに確実に処理されるよう、未届のPCB廃棄物に関する掘り起こし調査を行うなど、その把握に努めていきます。

【PCB廃棄物】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは、油状の物質で、熱で分解しにくく、不燃性・電気絶縁性があるなどの特性があります。化学的に安定した物質であることから、高圧のトランス（変圧器 次項写真）やコンデンサ（蓄電器 次項写真）の絶縁油として電気機器の一部等に広く使用されてきました。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件（福岡県のカネミ倉庫株式会社で作られた食用油にPCBが混入し、それを摂取した人々に様々な健康被害をもたらした事件）を契機に、PCBの持つ毒性が社会問題化し、昭和47年以降、製造は中止されています。

このPCBを使用したトランス等の廃棄物の処理については、平成13年に制定されたPCB廃棄物処理特別措置法により、平成39年3月末までに処理を終えることとされています。

また、PCB廃棄物はPCB濃度等により分類され、PCB濃度が5,000mg/kgを超えるものを高濃度PCB廃棄物、PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）を低濃度PCB廃棄物といいます。



トランス



コンデンサ



北海道PCB処理事業所（室蘭市）所

(エ) 石綿（アスベスト）廃棄物の適正処理

アスベストについては、昭和30年代から50年代にかけて造られた建築物の解体が進むことから、今後、廃棄量が増えていくことが予想されます。

県では、関係事業者等への立入調査等を実施し、アスベスト廃棄物の適正処理を進めていきます。

【石綿（アスベスト）】

石綿（アスベスト）は、天然の鉱物繊維で、耐熱性等にすぐれているため多くの製品に使用されてきましたが、発がん性等の健康影響を有するため、種類によっては、製造・使用が禁止されています。

このアスベストの廃棄物として、飛散性のアスベスト廃棄物（廃石綿等：吹付け石綿等）と非飛散性のアスベスト廃棄物（石綿含有産業廃棄物：アスベストを0.1%超含有するスレート外装材等）とがあり、それぞれ処理基準が廃棄物処理法で規定されています。

※廃棄物処理法により廃PCBや廃石綿等の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこととされています。

② Recycle（ごみの再資源化）の推進

リサイクルは、自社で行うものの他、処分業者に委託、他社に有償で売却されることにより行われています。これらのリサイクルが円滑に進められるためにそれぞれのリサイクル形態に応じたサポートを実施する必要があります。

【アクション】

- 「発酵乾燥方式」による下水汚泥の新たなリサイクルの事業化
- リサイクル情報提供の充実
 - リサイクル情報交換会の実施
 - 企業に対するリサイクル事業者紹介制度の実施
- リサイクル製品の普及

ア. 「発酵乾燥方式」による下水汚泥の新たなリサイクルの事業化

下水道事業者から搬出される下水汚泥は、「福井県下水汚泥処理総合計画」に基づきセメント原料やたい肥への活用等リサイクル処理への転換が進められてきました。さらに、平成27年度に下水道法が改正され、エネルギー利用・資源利用の促進に向けて「燃料または肥料としての再生利用」の努力義務が規定されました。

（一財）福井県産業廃棄物処理公社においては下水汚泥の焼却を行っていることから、平成23年度以降、リサイクル処理の検討を行ってきました。

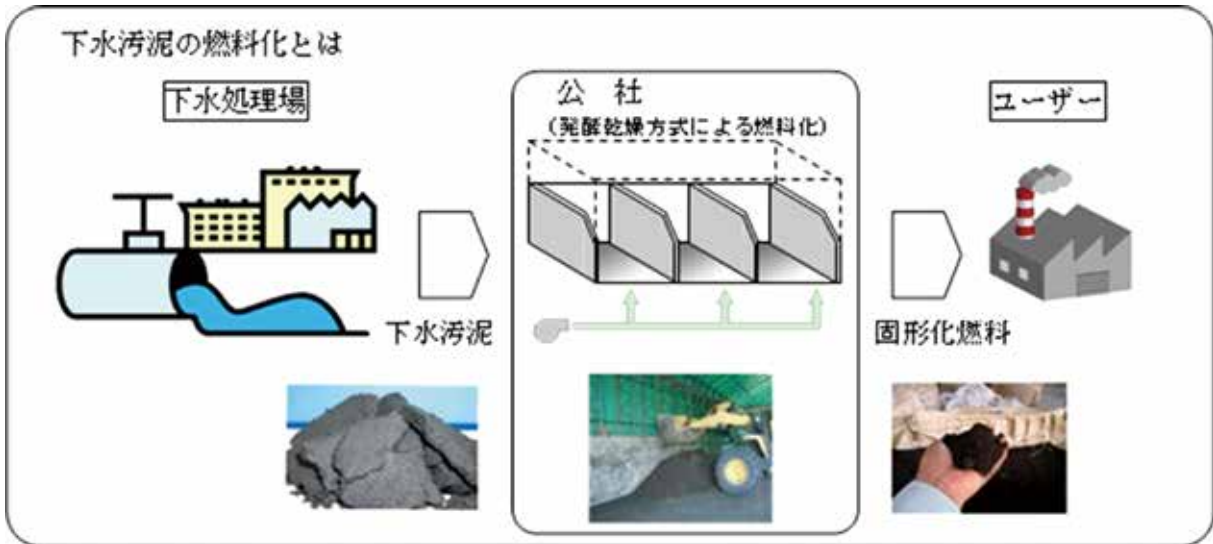
この検討での研究・実証実験を通じて開発した、CO₂排出量の少ない固形燃料化技術を活用し、処理汚泥量を確保の上、計画期間内に、下水汚泥を固形化燃料とするリサイクル施設の操業を目指します。

[検討経過]

- | | |
|--------|--|
| 22年度 | 福井県廃棄物処理計画で「公社での下水汚泥リサイクル推進が必要」と規定 |
| 23年度 | 公社と民間事業者とが共同で発酵乾燥方式による固形燃料化技術を開発 |
| 24年度 | 専門家からなる「下水汚泥の固形燃料化研究会」から「事業化は可能」と報告 |
| 26年2月 | 県内民間事業所の石炭燃料ボイラーで製造した燃料を燃焼する実証試験（試験燃焼量5トン） |
| 27年12月 | 第2回燃料燃焼実証試験（試験焼却量16トン） |



平成27年12月4日 日刊県民福井



イ. リサイクル情報提供の充実

(ア) リサイクル情報交換会の実施

排出される産業廃棄物について、他の事業目的等で利用可能（リユースまたはリサイクル）な場合があります。このような「活用可能な使用済資源」が有効利用されるように、排出事業者・リサイクル業者によるリサイクル等の情報交換会を実施します。

(イ) 企業に対するリサイクル事業者紹介制度の実施


現在、福井県内には約150の産業廃棄物処理業者があります。

処理業者が実施している詳細なリサイクル情報（取り扱う産業廃棄物の種類、処理の方法、リサイクル製品の用途等）を県でデータベース化し、排出事業者に提供することにより、排出事業者が積極的にリサイクルに取り組むように促します。

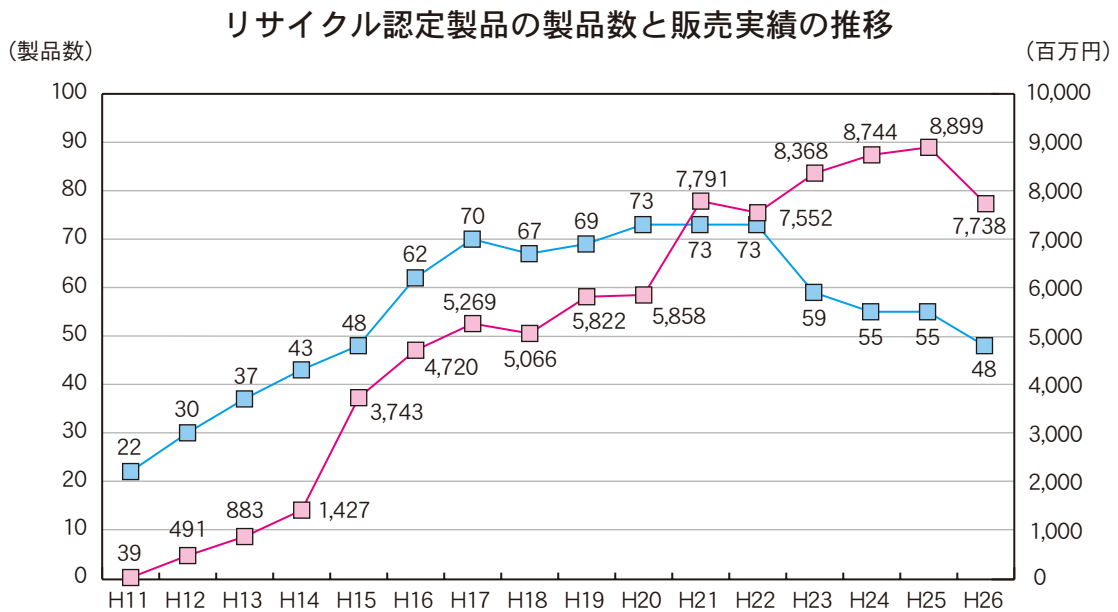
ウ. 県認定リサイクル製品の普及

「福井県リサイクル製品認定制度」は、県民や事業者の方と共に循環型社会の形成を進めていくために、県内で発生した再生資源を利用し、県内で製造された一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し、PRを行ってリサイクル製品の利用を促進するものです。

平成27年12月現在で48件が認定されており、今後も、この制度の周知と普及に努め、認定製品の拡大と県施工公共工事等での利用の促進を図ります。



この認定マークは、リサイクルの推進やリサイクル製品に対する認識を促進する「心」をハートに託して、人間と環境の調和した社会をイメージしています。



③ Refine（事業者の優良化）の推進

産業廃棄物処理（収集運搬および処分）許可業者^{注1}数は、延べ1,960業者となっていますが、このうち「優良産業廃棄物処理業者認定制度」^{注2}による優良産業廃棄物処理業者認定数は92件となっています。

産業廃棄物処理業者の推移（各年度末件数）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収集運搬業者	1,646	1,662	1,721	1,773	1,808
処分業者	167	161	158	159	152
優良産業廃棄物 処理業者認定数	—	33	61	81	92

注1 【産業廃棄物処理業者】

産業廃棄物処理業者には、収集運搬業を行う収集運搬業者と焼却、破碎、埋立等の処分業を行う処分業者があり、これらの業務を行う場合はそれぞれ廃棄物処理法による許可が必要となります。

注2 【優良産業廃棄物処理業者認定制度】

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた実績（処理業者の遵法性、事業の透明性、環境配慮への取組みなど）について、一定の基準に適合していると審査された処理業者を認定する制度

産業廃棄物処理業の許可の期間は原則5年ですが、この制度により認定を受けた優良産業廃棄物処理業者については7年に延長されます。

産業廃棄物を適正に処理できるようにすることは、製造業や建設業等本県の経済活動を支える重要な基盤となるものです。そこで、地域住民の理解と信頼の下、適正かつ確実な中間処理や最終処分等を行うことができる産業廃棄物の処理体制が重要となります。

このため、本県内における「優良産業廃棄物処理業者認定制度」による認定数が増加し、排出事業者が優良事業者を選択しやすい環境を整備することで、県内の産業廃棄物処理業者全体のレベルアップを図り、適正処理の推進を行います。

【アクション】

- 優良な産業廃棄物処理業者の育成
- 優良な処理業者の積極的な評価

ア. 優良な産業廃棄物処理業者の育成

(ア) 優良産業廃棄物処理業者認定の取得支援

優良産業廃棄物処理業者認定制度および認定を受けることによるメリット（特例）について、（一社）福井県産業廃棄物協会と連携して処理業者を対象に研修会を開催して周知し、取得を促します。

また、排出事業者に対して、認定制度と認定事業者を周知し、認定事業者の活用を進めます。

(イ) コンプライアンスセミナーの実施

産業廃棄物処理業の従事初任者等を対象に（一社）福井県産業廃棄物協会と連携して、産業廃棄物処理のためのコンプライアンスセミナーを実施して、適正処理の知識技能習得を支援します。

イ. 優良な処理業者等の積極的評価

(ア) 優れた排出事業者および処理業者への表彰

産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの優良な取組みを行っている排出事業者および優良産業廃棄物処理業者に対して表彰を行うとともに、その取組み事例を広く紹介します。

(イ) 優良処理業者への特例制度の付加

優良産業廃棄物処理業者認定制度については、現行の廃棄物処理法上の特例以外に県独自の特例を付加することにより、優良廃棄物処理業者へのインセンティブを高めます。

④不適正処理の防止

平成20年度から25年度の県内における産業廃棄物の不法投棄状況を行為者別にみると、件数、投棄量ともに排出事業者の割合が最も多く、全体の約6割を占めています。

一方、不法投棄1件あたりの投棄量をみると、処理業者が最も多くなっています。

不法投棄は、廃棄物の処理費用を軽減しようという安易な考えで行われますが、このような不適正な処理は行為者に現状回復義務を発生させるなど、結果として、時間的にも費用的にも大きな負担として行為者に返ってきます。

産業廃棄物不法投棄の現状

		排出事業者	処理業者	無許可業者	行為者不明等	合計
平成20年度 ～25年度	件数	17 <63%>	2 <7%>	2 <7%>	6 <23%>	27 <100%>
	投棄量 (トン)	1,495 <59%>	317 <12%>	49 <2%>	684 <27%>	2,545 <100%>

※ 不適正処理件数を含む

本県では、敦賀市檜曲地係で廃棄物最終処分業を行っていたキンキクリーンセンター(株)が、平成8年頃から平成12年までの間、無許可で管理型処分場の容量を変更し、許可容量の13倍を超える廃棄物の埋立が行われ、処分場からの浸出液が処分場直下を流れる木の芽川に漏出する事態が生じました。

この違法増設によって生活環境保全上の支障のおそれが生じたことから、県では、平成14年から15年にかけて、覆土対策や木の芽川への漏水防止対策等の応急対策を実施しました。さらに、平成18年3月には、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき、木の芽川への流出防止等を行う抜本対策事業に着手し、平成24年度に工事が完成しました。

平成25年度からは水処理施設の運転管理等を行っており、平成34年度までの生活環境保全上の支障除去を目指し対策を講じていきます。

こうした事態が二度と生じることがないように、県では、関係機関との連携や情報の共有化、監視体制の充実、廃棄物の不適正処理の防止、早期対応策を実施しています。

ア. 充実した監視・指導体制の確保

多様化する不法投棄等の不適正処理事案を未然に防止するため、引き続き監視の目を緩めることなく広域的かつ網羅的な監視指導体制を確保していきます。

- 廃棄物処理施設等への立入検査、監視パトロールの実施
- 市町職員を県職員に併任し、産業廃棄物処理施設等への立入検査を実施
- 県警から出向した警察職員が廃棄物不適正処理に対する監視・指導を実施
- 職員による休日・夜間を含めた監視パトロールと民間委託による監視パトロールを実施
- 不法投棄重点監視地域等に監視カメラを設置（平成26年度末現在14基設置）

イ. 不法投棄等への対応

不法投棄等の事案が発見された場合には、市町や県警と連携し、迅速に対応します。また、地域住民が取り組む不法投棄された廃棄物等の撤去活動に対して支援していきます。

不法投棄等を早期に発見するため、「不法投棄110番」等により地域住民からの幅広い情報収集や市町、県警、森林組合、内水面漁業協同組合等関係機関との緊密な情報交換に努めます。

- 行政と森林組合、内水面漁協等で構成する不法処理防止連絡協議会を設置
- 情報交換や合同パトロール、不法投棄廃棄物の撤去事業を実施
- 自然公園管理協力員や鳥獣保護員等を不法投棄等連絡員に依頼
(平成27年4月1日現在、約500名)
- 「不法投棄110番」(0776-20-0584)を設置し県民から情報や相談を受け付ける体制を整備

また、県境を越え広域化する事案や悪質・巧妙化する不法投棄等の事案に対応するため、隣県との緊密な連携による広域監視体制の更なる強化や県警ヘリコプターによるスカイパトロールを継続して実施していきます。

- 石川県との連絡会議における情報交換の実施
- まんなか共和国(福井・岐阜・三重・滋賀県)における情報交換の実施
- 廃棄物運搬車両に対する隣県との共同路上検査の実施
- 県警ヘリコプターによるスカイパトロールの実施



石川県との連絡会議

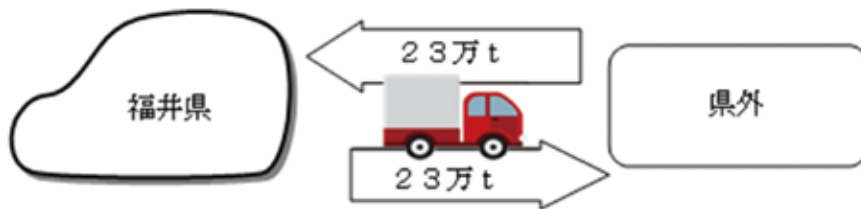
⑤ 安定した処理体制の確保

産業廃棄物を適正に処理できるようにすることは、製造業や建設業等本県の経済活動を支える重要な基盤となるものです。そこで、地域住民の理解と信頼の下、適正かつ確実な中間処分や最終処分等を行うことができる産業廃棄物の処理体制が重要となります。

平成26年度末現在、産業廃棄物処理業者数（処分業）は152業者、産業廃棄物処理施設許可件数は152件であり、昭和60年度当時の43業者および66件に比べ、民間処理体制が充実しています。

また、域内の廃棄物処理体制で処理能力が不足する場合には、域外からの搬入量に比べ域外への搬出量が多くなりますが、近年の当県の県外搬出量と県内への搬入量はほぼ同量であり、県内の処理能力はほぼ確保されているといえます。

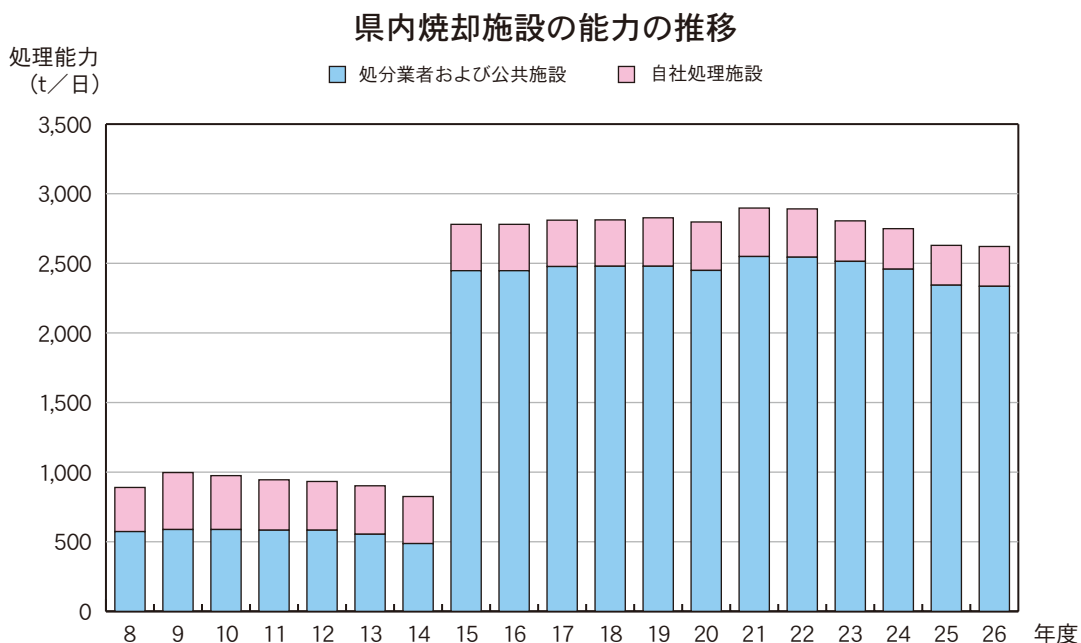
産業廃棄物の広域移動量（平成20～25年度平均値）



(環境省廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書)

ア. 焼却処理体制

県内焼却施設の施設数には減少傾向がみられます（54頁参照）が、その処理能力合計は平成15年度以降おおむね横ばいの状況にあります。



イ. 埋立処分体制

排出事業者からの産業廃棄物を受け入れできる県内の最終処分場は、安定型最終処分場は6施設ありますが、管理型最終処分場は、(一財)福井県産業廃棄物処理公社の1施設です。

最終処分場の状況（平成27年3月末現在）

	安定型最終処分場 (うち県産廃公社)	管理型最終処分場 (県産廃公社)
施設数	6施設(1施設)	1施設
許可容量	1,207,941m ³ (537,000m ³)	195,750m ³
残余容量	210,736m ³ (37,090 m ³)	25,510m ³
残余年数	約6年	約8年

ウ. (一財) 福井県産業廃棄物処理公社の運営方針

(一財)福井県産業廃棄物処理公社は、民間の産業廃棄物処理を補完し、県内の産業廃棄物の適正処理体制を確保する役割を担っています。県内では民間による廃棄物処理施設整備が進んでおり、これらの動向を踏まえながら今後の運営方針を検討します。

現在、(一財)福井県産業廃棄物処理公社の焼却量の約6割は下水汚泥によって占められていますが、循環型社会の形成に向け、焼却処理を減らし資源化を図るため、公社においても下水汚泥のリサイクル処理を進めていきます。(詳細は65頁)

同公社の利用者の多くが県内中小企業であり、これまで一定の焼却処理の需要はありました。一方、民間業者による焼却施設の整備やリサイクル処理の進展により、近年、下水汚泥以外の焼却処理量にも減少がみられます。また、現焼却施設については稼働開始から32年が経過しており、老朽化のため、今後、長期の継続稼働は難しいと考えられます。

このため、下水汚泥のリサイクルの取組みの進捗や、社会環境の変化による県内処理体制では処理が困難な産業廃棄物の発生など公共関与による焼却処理の需要を考慮しながら、現行焼却施設の停止などの検討を行います。

管理型最終処分場については、残余容量が約8年(平成27年3月末現在)と見込まれますが、現在、県内唯一の受け入れ可能な管理型最終処分場であることから、計画期間内に、県内の産業廃棄物の発生状況、民間業者の施設整備および公社処分場の埋立処理の実態を踏まえながら、増設の検討を行います。

安定型最終処分場については、残余容量が約6年(平成27年3月現在)と見込まれています。現在、受け入れを行っている民間業者の処分場が5施設ありますが、民間処分場の残余量や施設整備の動向を見極めながら増設の必要性を検討します。

4 産業廃棄物の減量化等の目標

(1) 目標設定の基本的な考え方

平成32年度の目標設定に当たっては、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき設定することとします。

前回計画では「発生量」、「リサイクル率」、「最終処分量」を目標値としましたが、国の基本方針に合わせて「排出量」、「再生利用率」、「最終処分量」を目標値とします。

※排出量：発生量から有償物として売却された量を除いた量

再生利用率：有償物として売却された量を除いてリサイクルされた割合

(2) 目標の設定

	平成25年度 実績	平成32年度 予測値	平成32年度 目標値
①排出量	2,895千トン	2,810千トン	2,895千トン
②再生利用率	45.1%	46.1%	45.6%
③最終処分量	63千トン	61千トン	52千トン

① 排出量

国の基本方針では、産業廃棄物の排出量を、現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量を約3%以内の増加に抑制することとしています。

本県の過去6年間の元請完成工事高および製造品出荷額に基づき算出した、平成32年度の予測値は、現状（平成25年度）比約3%減となります。

一方で、今後、北陸新幹線、中部縦貫自動車道等の産業廃棄物が増加する要因も見込まれることから、平成32年度において現状の排出量の2,895千トン内に抑制することとします。

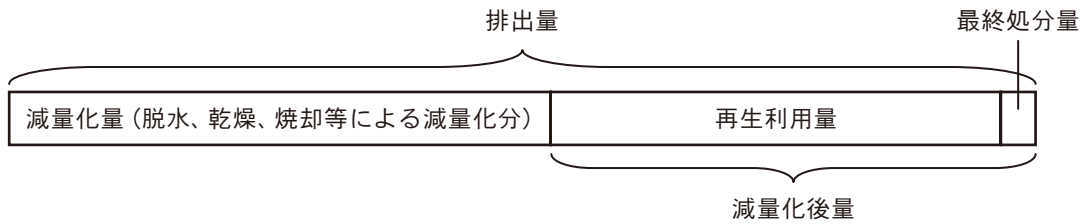
② 再生利用率

国の基本方針では、産業廃棄物の再生利用率（排出量に対する再生利用量割合）の目標を約56%としています。

一方、福井県の再生利用率は平成25年度で45.1%であり、全国平均と比較して約10%低くなっています。これは、福井県の産業廃棄物の特性として、再生利用率の高い「家畜のふん尿」の割合が全国に比べ著しく低く、かつ、減量化（脱水、乾燥等）される割合が高い汚泥等の割合が高いためです。

このため、国の目標値を減量化後の再生利用率（減量化分を除いた排出量に対する再

生利用量の割合（後掲の図を参照））に換算した上で算定した、45.6%を目標値として設定します。



※国の目標値である56%は排出量を100%とした再生利用量の率

全国の減量化後量を100%とした再生利用量の率に換算した場合、目標値は96.2%です。

同様に福井県の減量化後量を100%とした再生利用量の率を96.2%にした場合、福井県の再生利用率は45.6%です。

③ 最終処分量

上記のとおり排出量と再生利用率を設定することにより、これに対応する最終処分量の目標値は、52千トンとなります。

$$\text{最終処分量目標値} = \text{排出量目標値} - (\text{減量化量} + \text{再生利用量目標値})$$

IV 進行管理

1 進行管理

毎年度、実態調査の実施等により、一般廃棄物や産業廃棄物の実態把握に努めます。目標の達成状況や各種施策の実施状況について、ごみ減量化推進会議や環境審議会への報告等により検証を行います。

なお、廃棄物をめぐる動向の著しい変化等、計画の前提となる諸事情が変化した場合や、計画の検証により施策に見直しが必要となる場合には、計画期間内においても適宜見直しを行います。

2 進捗状況の公表

目標の達成状況や計画の進捗状況について、県の環境白書やホームページ等により公表します。

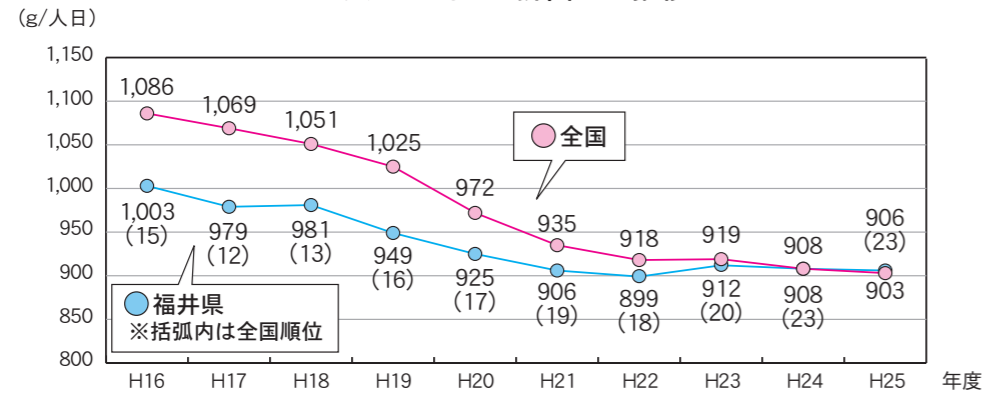
福井県廃棄物処理計画の体系（一般廃棄物分野）

I 計画の基本的事項

- ・計画期間：平成28年度～32年度
- ・基準年度：平成25年度
- ・目標年度：平成32年度

II 一般廃棄物の現状と課題

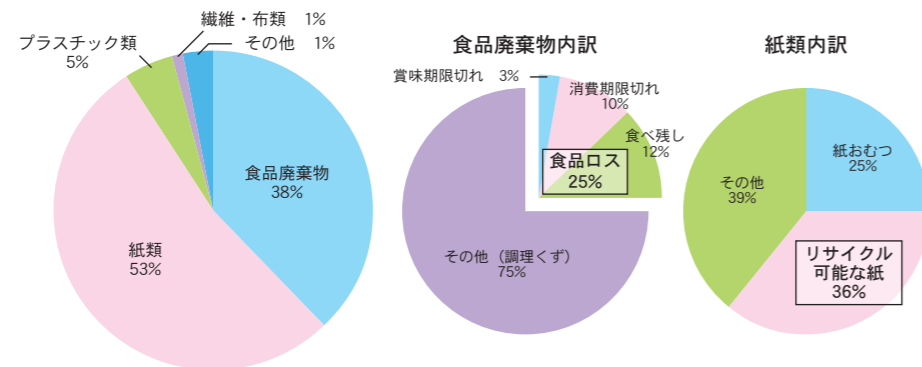
1人1日当たり排出量の推移



1 本県の「1人1日あたり排出量」の減量傾向は鈍化しており、平成25年度初めて全国値を上回った。

※県民の負担するごみ処理費用が、実質ごみ袋コストのみと安価であるため、ごみ減量化の動機づけが弱い。

家庭系可燃ごみの内訳（H27.1.31調査実施）



2 リサイクル率の減少

平成24年度 17.8%（全国第29位・全国平均20.4%）

平成25年度 17.0%（全国第30位・全国平均20.6%）

リサイクル率向上のカギは、紙資源の再資源化

III 一般廃棄物排出量等の目標

	現状（25年度）	目標値（平成32年度）
1人1日当たり排出量（g）	906	863
リサイクル率（%）	17.0	20.0
最終処分量（千トン）	29	25

IV 重点項目と取組事項

Reduceの推進

県と市町が一丸となったごみ減量化

新 ○県と市町・住民による「推進会議」を設置

- 県と市町、住民代表による、ごみ減量化方策協議の場として「福井県ごみ減量化推進会議（仮称）」を新設。他市町との比較と競い合いの意識によりごみ減量化を推進
- ・他県の自治体で減量化に効果のあった先進事例（ごみの分別品目拡大、ごみ処理の有料化等）をもとに、各市町が減量化に効果的な施策を立案、実施

Recycleの推進

紙資源リサイクルの強化

新 ○新たな紙資源回収によるリサイクル率の向上

- ・雑がみ分別運動の開始
各家庭で新聞、雑誌の分別に加え、第三の紙資源として雑がみの分別を開始
- ・公民館、学校を拠点とした回収
新たに公民館、学校に常設の専用回収ボックスを設置し家庭の雑がみを回収
- ・家庭と小規模事業所等の共同回収モデルづくり
家庭と小規模事業所が集約されている地域において、事業所の紙資源と家庭の雑がみを一度に回収する体制を導入
- ・スーパー等民間回収拠点の拡充
市町で民間施設と古紙回収業者のマッチングを実施
- ・食材宅配業者の紙資源回収を促進
高齢者世帯を主な対象に、配達の利用した紙資源回収を県内に普及

Reuseの推進

使いきる機会の充実

新 ○子育て世帯にやさしい「リユース」の普及

- ・子育て用品リユース市の開催
- ・リユース行事（古本市、おもちゃ病院、子育て用品市）を実施する民間団体の支援

Respectの推進

ものを大切にする文化の浸透

新 ○「おいしいふくい食べきり運動」の新展開

- ・「食べきり運動」実施自治体による全国食べきりネットワークを構築し、本県の運動をアピール
- ・ライフステージに応じた方法による食べきり運動の周知

新 ○福井の「ものを大切にできる心」に基づく生活の「見える化」を促進

- ・ものを大切に、ごみを極力出さない生活を実践する「シンプルライフコミュニティ・プログラム」を市町と県で策定し、モデル地域での4R生活を支援
- ・「まちの修理屋さん」の職人紹介など、修理に関する情報発信を強化

福井県廃棄物処理計画の体系（産業廃棄物分野）

I 計画の基本的事項

- ・計画期間：平成28年度～32年度
- ・基準年度：平成25年度
- ・目標年度：平成32年度

II 産業廃棄物の現状と課題

1 発生量・リサイクルの状況

- ・廃棄物発生量は年度ごとに増減。経済動向に連動するが、引き続き廃棄物減量の取組みが必要
- ・廃棄物の98%は減量化やリサイクルがされている。

	7年度	12年度	15年度	20年度	25年度
発生量（千トン）	2,911	3,530	3,039	3,722	3,077
減量化率（%）	52	48	48	55	50
リサイクル率（%）	39	47	50	43	48
減量化+リサイクル率（%）	91	95	98	98	98
最終処分量（千トン）	264	165	80	74	63

2 不法投棄の状況

- ・監視指導体制の強化により、不法投棄は減少傾向
不法投棄件数（10 t 以上）

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
件数	7件	8件	3件	3件	3件	3件	1件

- ・監視の目を緩めると、不適正処理を行う事業者が増加するおそれがあり、現在の監視体制の継続が必要

3 県内の処理体制

(1) 民間処理の進展

産業廃棄物処理業者数（処分業）	昭和60年	43	→	平成26年	152
産業廃棄物処理施設許可件数	昭和60年	66	→	平成26年	152

(2) 公共関与による処理施設整備状況

福井県産業廃棄物処理公社		受入可能な民間処理施設
焼却施設	1基	10施設
安定型最終処分場	1基	5施設
管理型最終処分場	1基	民間施設なし

(3) 最終処分場の残余年数

安定型処分場（6施設）	約6年
管理型処分場（1施設）	約8年

III 産業廃棄物排出量等の目標

	現状（25年度）	目標値（平成32年度）
総排出量（千トン）	2,895	2,895
再生利用率（%）	45.1	45.6
最終処分量（千トン）	63	52

IV 重点項目と取組事項

Reduceと 適正処理の推進

- 多量な廃棄物排出事業者による自主的な減量化対策の推進
 - ・年間500 t 以上の多量排出事業者に対して、毎年、減量化計画と実績の提出を県で義務付け。
 - ・多量排出事業者に対し県で減量化のための研修を実施。減量化の優良事例を紹介
- 新** ○中小規模排出事業者に対する廃棄物適正処理指導の充実
 - ・中小規模排出事業者に対して、県で廃棄物の減量化と適正処理の研修を実施

Recycleの推進

- 新** ○「発酵乾燥方式」による下水汚泥の新たなリサイクルの事業化
 - ・下水汚泥の資源化ニーズに対応し、県産業廃棄物処理公社が開発したCO₂排出量の少ない下水汚泥の固形燃料化技術（発酵乾燥方式）を活用して、公社において下水汚泥を固形燃料にするリサイクルを事業化
- 新** ○企業に対するリサイクル事業者紹介制度の実施
 - ・排出事業者によるリサイクル処理業者への処理委託を推進するため、処理業者ごとのリサイクル技術等の情報を県でデータベース化し排出事業者に周知
- 県認定リサイクル製品の普及
 - ・県施工公共工事等での使用を推進

Refineの推進 事業者の優良化

- 優良な廃棄物処理事業者の育成
 - ・「優良産業廃棄物処理事業者」認定制度を処理業者および排出事業者に周知優良認定の取得と認定業者の活用を推進
- 新** ○優良な処理業者等の積極的評価
 - ・産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの優良な取組みを行っている排出事業者および優良産業廃棄物処理業者に対して表彰を実施

不適正処理の防止

- 充実した監視・指導体制の確保
 - ・廃棄物処理施設に対する定期的な立入検査や、市町や他部局との共同による網羅的な監視体制を継続

安定した処理体制の 確保

- 福井県産業廃棄物処理公社の運営方針
 - 民間による廃棄物処理を県産業廃棄物処理公社が補完し、県内の処理体制を確保
 - ・管理型処分場は県内の産業廃棄物の発生、民間の施設整備等を踏まえ増設を検討
 - ・安定型処分場は民間処分場の埋立残余量や施設整備の動向を踏まえ増設を検討
 - ・焼却施設は焼却処理需要を考慮しながら、現行施設の停止等を検討

福井県廃棄物処理計画策定検討会委員・検討経過

【 委 員 】

氏 名	役 職
岡 敏弘	福井県立大学経済学部 教授
木瀬 和彦	フクビ化学工業（株）常務執行役員 生産統括本部 坂井工場 工場長
木下 和憲	坂井市生活環境部 次長
◎日下 幸則	福井大学医学部 教授
新野 敬一郎	（株）塩浜工業 総務部 兼 安全監督部 副部長
高井 健史	福井県民生活協同組合 組織ネットワーク支援部 課長
谷崎 晃	（一社）福井県産業廃棄物協会 会長 （株）武生環境保全 代表取締役社長
田村 洋子	福井県連合婦人会 会長
富坂 清二	北陸電力（株）福井支店 総務部 地域広報チーム 統括 課長
宮崎 和彦	福井県経済団体連合会 理事

◎委員長

（敬称略 50音順）

【 検 討 経 過 】

開催日	主な検討内容
第1回策定検討会 （平成27年6月22日）	・一般廃棄物と産業廃棄物の現状
第2回策定検討会 （平成27年8月6日）	・一般廃棄物の減量化に向けた方策、目標値
第3回策定検討会 （平成27年9月3日）	・産業廃棄物の現状、適正処理、目標値
第4回策定検討会 （平成27年11月30日）	・計画見直しの方向性（案） ・数値目標
第5回策定検討会 （平成28年2月8日）	・計画（案）の取りまとめ

福井県廃棄物処理計画

平成28年3月発行

編集・発行

福井県安全環境部循環社会推進課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0317

FAX 0776-20-0679

E-mail junkan@pref.fukui.lg.jp

福井県 廃棄物 処理計画



健康長寿の福井

